

東日本大震災に起因する原発問題・環境問題の 法律相談 Q&A

2011年（平成23年）6月24日作成

2011年（平成23年）7月15日改訂

第二東京弁護士会 環境保全委員会

目次

はしがき	4
原発問題	12
第1章 原発事故に関する法律的枠組み	12
1 避難, 屋内退避.....	12
2 原発事故による被害の損害賠償, 補償.....	15
第2章 原発事故と災害法令との関係.....	35
YOMIURI ONLINE HP (災害弔慰金、原発事故避難中の死亡者も支給対象)	39
第3章 原発事故に関する事件・裁判例	45
1 過去の原発事故.....	45
2 裁判例	49
第4章 原発事故と食品の安全.....	53
1 放射能汚染された食品の取扱いと出荷制限	53
2 食品に対する不安について	54
第5章 原発事故と雇用問題	59
1 地震に伴う休業に関する取扱いについて.....	59
2 賃金について	61
3 震災又は原発事故に伴う解雇について	63
4 採用内定者への対応について	65
5 派遣労働者の雇用管理について.....	66
6 労働時間・休暇について.....	67
6 労災保険について	70
7 雇用保険について	72
第6章 原発事故と融資制度	73
第7章 ローンなど返済に関する特例措置.....	76
1 金銭債務の返済に関する特例等.....	76
2 破産手続の特例.....	82
3 手形取引の特例.....	83
4 租税(国税および地方税)債務の特別措置.....	84
環境問題と大震災	91
第1章 大震災と廃棄物	91
1 がれきや建物に起因する廃棄物.....	91
2 自動車に起因する廃棄物.....	92
3 家庭電気製品に起因する廃棄物.....	95

4	パソコンに起因する廃棄物	96
5	PCB を含む廃棄物	97
6	感染性廃棄物	98
7	アスベスト対策について	99
8	災害廃棄物処理の処理指針（マスタープラン）	101
第2章	原発事故と廃棄物	105
第3章	大震災と悪臭	107
第4章	廃棄物の海洋投棄	109
第5章	放射線のモニタリング結果	109
第6章	大震災と動物愛護	110
第7章	節電対策	111
第8章	特例措置	111
	環境省 HP（特定非常災害特措法第3条第2項に基づき延長される環境省関係の権利利益）	112
	環境省 HP（特定非常災害特措法第3条第3項に基づく延長措置の対象となる主な環境省関係の権利利益の例）	112
	環境省 HP（特定非常災害特措法第4条第2項に基づく免責の対象となる主な環境省関係の義務の例）	112
	環境省 HP（環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例）	112

はしがき

この度の東日本大震災及び原発事故により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

第二東京弁護士会環境保全委員会では、東日本大震災、それに引き続き発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、4月より法律相談 Q&A の作成を開始しました。

マグニチュード 9.0 に及ぶ巨大地震、過去類を見ない広範囲に及ぶ被災地、一時数 10 万人に及んだ避難者、巨大地震後の原発事故による被災、避難など未曾有の大災害が日本を覆っています。

大震災と原発事故が重複し甚大な被害が発生するという状況下において、現在の法令、裁判例、政府や東京電力の動向などを収集、分析し、特に原発問題・環境問題に焦点をあてて今回の法律相談 Q & A をまとめました。

現在も、今後原発事故をどのように解決するかについては、政府からも東京電力からも確定的なものはでていません。その意味で、今回の法律相談 Q&A は一部過渡期のものではありますが、少しでも皆様のご参考になればと思う次第であります。

< 主要参考文献一覧 >

原発問題

第 1 章 原発事故に関する法律的枠組み

文部科学省・原子力損害賠償紛争審査会「東京電力(株)福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/04/28/1305640_1.pdf

文部科学省・原子力損害賠償紛争審査会「東京電力(株)福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/05/31/1306698_1_1.pdf

第 2 章 原発事故と災害法令との関係

厚生労働省 HP (災害救助法の概要)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujou1.html>

厚生労働省 HP (平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第 11 報))

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y-img/2r985200000167hm.pdf>

厚生労働省 HP (東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001b9z9.html>

内閣府 HP (「 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案 」 について)

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110426-1kisyu.pdf>

内閣府 HP (被災者生活再建支援制度の概要)

<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/080818gaiyou.pdf>

福島県浪江町 HP (被災者生活再建支援金のお知らせ)

<http://www.town.namie.fukushima.jp/?p=1103>

日本弁護士連合会 HP (災害救助法の運用についての意見書)

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/110526.pdf>

第3章 原発事故に関する事件・裁判例

文部科学省・原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会(第1回)配布資料 1-7 「JCO 臨界事故時の原子力損害賠償対応について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/shiryu/08061105/004.htm

文部科学省・原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会(第2回)配布資料 2-1- 「原子力損害調査研究会及び原子力損害賠償紛争審査会について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/shiryu/08062302/003.htm

社団法人日本原子力産業協会 HP

<http://www.jaif.or.jp/>

社団法人日本原子力産業協会「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2010 年版」

http://www.jaif.or.jp/ja/seisaku/genbai/nuclear-compensation_pamphlet2010

第4章 原発事故と食品の安全

農林水産省 HP (放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について (Q&A))

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_haiki.html

NHK ニュースウェブサイト (出荷制限違反のブロックリー販売)

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20110609/t10013432751000.html>

「東京電力(株)福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」HP (第3 政府等による出荷制限指示等に係る損害, 第5 いわゆる風評被害)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afield

file/2011/05/31/1306698_1_1.pdf

食品安全委員会 HP (放射性物質と食品に関する Q&A)

<http://www.fsc.go.jp/>

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015is5.pdf#search=h='>

厚生労働省発表資料 (福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について, 乳児による水道水の摂取に係る対応について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015k18.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ox9-img/2r98520000015oyx.pdf>

日本産婦人科学会 HP (水道水を心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内大気や飲食物の軽度放射性物質汚染について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内大気や飲食物の軽度放射性物質汚染について心配しておられる妊娠・授乳中女性のための Q&A)

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110418.pdf

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/Q&A_20110418.pdf

文部科学省 原子力安全課 原子力防災ネットワーク, 環境防災Nネット (原子力防災 Q&A 「Q7.放射能と放射線はどう違うのですか?」)

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/index0201.html#a_02

文部科学省 WEB 原子力・放射線安全確保 (「Q3.私たちは普段どれくらいの放射線を浴びているのですか?」)

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/faq/1261206.htm

(独)放射線医学総合研究所 HP 放射線 Q&A ; 放射線関係)

http://www.nirs.go.jp/rd/faq/radiology.shtml#anchor_01_07

(財)原子力安全研究協会「緊急被ばく医療のHP」

<http://www.nsra.or.jp/>

「食品の調理・加工による放射性核種の除去率」(財)原子力環境整備センター

http://www.rwmc.or.jp/library/other/file/kankyo4_1.pdf#search='

第5章 原発事故と雇用問題

厚生労働省「東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A(第3版)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r9852000001amdb.pdf>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001apoc-img/2r9852000001aps2.pdf>

厚生労働省「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000017euz.pdf>

第7章 ローンなど返済に関する特例

金融庁HP「平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.html>

日弁連HP「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/110422_2.html

民主党HP「二重ローン問題についての3党実務者共同記者会見配布資料」

http://www.dpj.or.jp/news/files/20110617overlappingdebt_3party_agreement.pdf

中小企業庁HP「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者対策について」

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110314TohokuEarthquake.htm>

株式会社日本政策金融公庫HP「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置(災害復旧貸付の利率引き下げ)の実施について」

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230314b.pdf>

同「東日本大震災により被災された皆さまへの支援態勢について」

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

同「中小・小規模企業向け「東日本大震災復興特別貸付」の創設について」

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230510a.pdf>

一般社団法人全国銀行協会HP「『東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置』への対応について」

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>

同「『東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望』について」

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news230414.pdf>

金融法務事情1920号14頁「1 震災対応における手形交換の取扱い（全銀協事務システム部長増田豊）」

国税庁HP「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm

同「東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>

独立行政法人中小企業基盤整備機構HP「高度化貸付の既往債権の整理および償還猶予について」

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/osirase/059034.htm>

同「高度化貸付の既往債権の整理および償還猶予等について(別紙)」

http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/kodoka/pdf/110405pressrelease.pdf

総務省HP「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

http://www.soumu.go.jp/main_content/000106684.pdf

震災の法律相談Q&A（弁護士法人淀屋橋・山上合同編・民事法研究会発行・2011年）

http://www.yglpc.com/qa_earthquake/

環境問題と大震災

第1章～第4章

環境省 「東日本大震災への対応について」

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>

第5章

首相官邸 「東日本大震災への対応 放射線モニタリングデータについて」

<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring/index.html>

文部科学省 「放射線についての調査結果等」

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm

環境省 「環境放射線等モニタリングデータ公開システム」

http://housyasen.taiki.go.jp/000/000_Map_menu.html

放射線医学総合研究所 HP

<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>

高速エネルギー加速器研究機構 HP

<http://www.kek.jp/quake/radmonitor/index.html>

第6章

環境省 「東日本大震災への対応について」

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>

日本動物愛護協会 東日本大震災緊急災害時動物救援本部

<http://www.jpca.or.jp/saigai/>

日本獣医師会 「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のためのガイドライン」

<http://nichiju.lin.gr.jp/earthquake.html>

第7章

環境省 「東日本大震災への対応について」

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org/>

第8章

環境省 「東日本大震災への対応について」

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>

原発問題

第1章 原発事故に関する法律的枠組み

1 避難, 屋内退避

Q1-1 避難に関して政府からいろいろな指示等が出されていますが, それらの意味と法律上の根拠は何ですか。

(1) 避難指示・屋内退避指示

A 避難指示・屋内退避指示とは

避難指示とは指定された地域から避難すること, 屋内退避とは屋内に入り建物の気密性を高めるなどにより放射線の影響を防ぐことを内容とする指示をいいます。

イ 根拠

避難指示及び屋内退避指示は, 平成23年3月12日から複数回に渡り, 内閣総理大臣が, 避難対象区域の知事及び市町村長に対し指示したもので, この指示の根拠は, 原子力災害対策特別措置法15条3項です。

原子力災害対策特別措置法15条3項は, 内閣総理大臣は, 原子力緊急事態が発生した旨の報告を受けた時(同条1項)には, 緊急事態応急対策を実施すべき区域(同条2項1号)の市町村長及び都道府県知事に対し, 「避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項」を指示するものとする規定しています。

(2) 警戒区域

A 警戒区域とは

警戒区域とは上記災害対策基本法63条1項に規定される通り, 「緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し, 若しくは禁止し, 又は当該区域からの退去を命ずることができる」とされる区域をいいます。同区域への立入禁止, 制限又は退去命令に従わなかった場合には, 10万以下の罰金又は拘留が課せられます(災害対策基本法116条)

イ 根拠

警戒区域は, 平成23年4月21日, 福島第一原子力発電所半径20キロ圏内について, 原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が関係市町村長に対して, 避難指示区域を警戒区域に設定することを指示し, 当該指示に基づき, 関係市町村長が設定しました。内閣総理大臣の関係市町村長に対する指示は原子力災害対策特別措置法20条3項, 関係市町村長による警戒区域の設定は災害対策基本法63条1項及び原子力災害対策特別措置法28条2項で

す。原子力災害対策特別措置法第 28 条 2 項による読替後の災害対策基本法 63 条 1 項は「原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。」と規定しています。

(3) 計画的避難区域・緊急時避難準備区域

ア 計画的避難区域とは

計画的避難区域とは、「居住者等は、原則としておおむね 1 月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。」とされる区域をいいます。

イ 緊急時避難準備区域とは

緊急時避難準備区域とは、「居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることが妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。」とされる区域をいいます。

ウ 根拠

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定は、平成 23 年 4 月 22 日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が対象区域の知事及び市町村長に対し指示したもので、この指示の根拠は、原子力災害特別措置法 20 条 3 項です。

原子力災害特別措置法 20 条 3 項は、「原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる」旨を規定しています。

(4) 特定避難勧奨地点

ア 特定避難勧奨地点とは

計画的避難区域及び警戒区域の外であって、除染が容易でない、本件事故後の年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超える地点が、住居単位で「特定避難勧奨地点」として特定されます。「市町村は、『特定避難勧奨地点』に該当する住居に対して、例えば、モニタリン

グの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。」(平成23年6月16日原子力災害対策本部「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」とされています。

イ 根拠

特定避難勧奨地点は、平成23年6月16日に原子力災害対策本部によって、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点に関する対処方針の中で示された概念です。文部科学省がモニタリングを行い、その結果を現地対策本部を通じて、福島県知事及び関係市町村に連絡し、現地対策本部・福島県及び関係市町村が協議の上、「特定避難地点」を特定し、現地対策本部長が当該市町村に文書で通知をすることによって、「特定避難勧奨地点」が設定されます。

経済産業省 HP (事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について)

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-2.pdf>

経産省 HP (計画的避難区域と特定勧奨地点について)

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-3.pdf>

Q1-2 屋内退避、避難、計画的避難の目安は何ですか。

原子力安全委員会が「屋内退避及び避難についての指標」という指針を作成しています。同指針においては、予測線量が外部被ばくによる実効線量として10～50ミリシーベルト/年であれば、「住民は自宅等の屋内退避する、但し、中性子線又はガンマ線が放出される時は、コンクリート建屋に退避するか、避難すること」、同線量が50ミリシーベルト/年以上であれば、「住民はコンクリート建屋内に退避するか、避難すること」が規定されています。

計画的避難区域は、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域に設定されています。

原子力安全委員会 HP (原子力施設等の災害防災対策について(P22「屋内退避及び避難についての指標」))

<http://www.nsc.go.jp/shinsashishin/pdf/history/59-15.pdf>

経済産業省 HP (「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について)

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf>

Q1-3 いつまで避難しなくてはいけないのですか。

いつまで避難しなくてはいけないかは、現時点では明らかではなく、明確な指針等はありませんが、以下の2点が参考になります。内閣総理大臣は、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態解除宣言をするものとしてされています(原子力災害対策特別措置法15条4項)。計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定にあり方については、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で見直しを行うこととされています。

首相官邸 HP(3.「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定の見直し)

<http://www.kantei.go.jp/saigai/20110411keikakuhinan.html>

2 原発事故による被害の損害賠償,補償

Q1-4 今回の原発事故によって負った損害につき、電力会社に対して損害賠償請求をすることはできますか。

原発事故による損害に関しては、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」といいます。)の適用があり、同法の概要は以下の通りです。

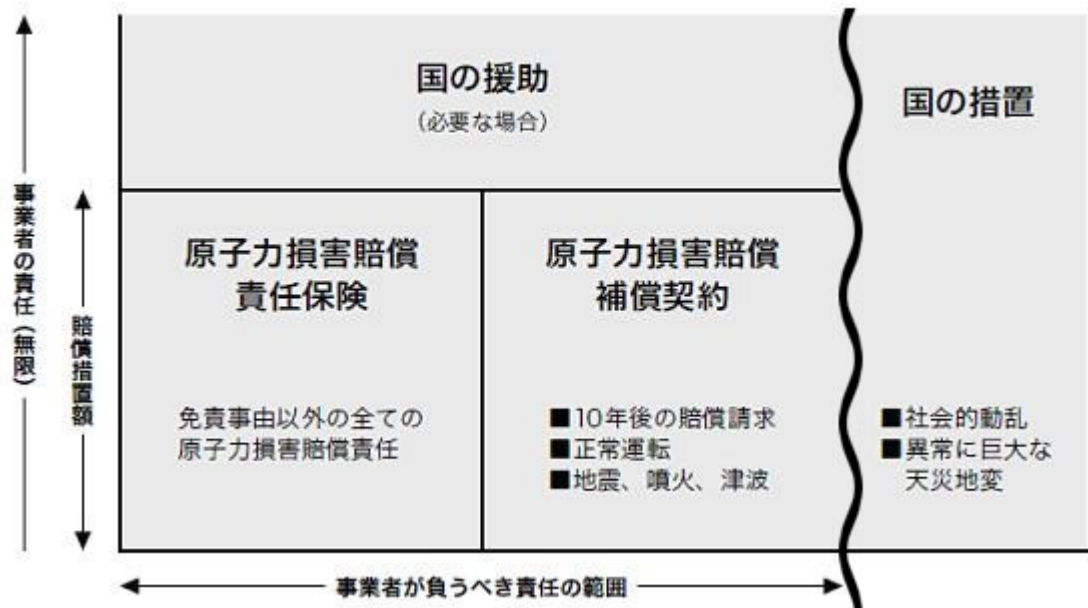
原子力事業者(原賠法2条3項、今回の福島第一原子力発電所の事故においては東京電力)は、**原子力損害**(原賠法2条2項、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、または吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう)により生じた損害)を与えた場合には、**無過失(原賠法3条1項本文)かつ無限の損害賠償責任**を負います。

制度概要については以下の表及びリンク等をご参照ください。

文部科学省 HP (原子力損害賠償制度「よくある質問」) より抜粋

http://www.mext.go.jp/a_menu/ankenkaakuho/baisho/1304761.htm

【事業者責任と賠償措置額の関係】



文部科学省 HP (我が国の原子力損害賠償制度の概要)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/shiryo/_icsFiles/afiel_dfile/2011/04/18/1305111_3.pdf

Q1-5 原子力事業者が免責されることはありますか。

原賠法 3 条 1 項但書は「損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときにはこの限りではない。」として、一定の場合に、原子力事業者を免責しています(上記 Q1-4 の表の波線部より右側がこの場合にあたります。)。今回の事故に関し、本免責規定の適用があるかに関しては、東京電力は免責適用の余地もあるとしつつ、これを否定する見解もあり、未だ確定的な結論は出ていない状況です。

Q1-6 今回の原発事故によって負った損害につき、原発のメーカー等、原子力事業者以外の者に対して損害賠償請求をすることはできますか。

原賠法 4 条 1 項は、原子力損害(原賠法 2 条 2 項)に関し、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない」として、原子力事業者に損害賠償責任を集中させています。また原賠法 4 条 3 項において製造物責任法の適用除外が定められています。そして原賠法 4 条 1 項について、原子力損害に関しては民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定に関

してはその適用を除外する趣旨であると解釈する裁判例¹が存在します。

よって、原子力事業者以外に対して損害賠償請求をすることは出来ません。

Q1-7 今回の原発事故によって負った損害につき、国に対して損害賠償請求をすることはできますか。

原賠法 4 条 1 項の解釈が問題になりますが、民法上の不法行為の適用を除外する趣旨の上記裁判例が存在する一方で、国賠法の適用が除外されるかに関して、明確に述べた裁判例は現時点では不見当です。

この点、科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」(P59)は、原賠法 4 条 1 項の解説として、「原子力損害の発生につき原因を与えている他の者が民法又はその他の法律（国家賠償法、自動車損害賠償保障法等）に基づいて責任を有する場合には、これらの者もまた（無過失責任ではないにしても）賠償責任を有するものとみなされる余地がある。そこで本項において、とくにその他の者は一切責任を有しない旨を明白にしたものである」としており、原子力損害につき国賠法の適用が除外されるとの解釈を示しています。

しかし一方で、例えば竹内昭夫「原子力損害 2 法の概要」(ジュリスト 236 号 29 頁)は、原子力事業者以外の者を免責する原賠法 4 条 1 項の立法趣旨について、「炉の設計者や機器の製造業者や工事請負業者つまり広い意味での供給者」としては、万一の場合には何十億の賠償義務を負わされ破産する危険がある限り、供給を拒むのは当然であるし、またかりに自ら賠償責任保険を締結して供給しようとする、保険の引受能力はそれだけでなくも不十分なのに、これが細分化されてしまう結果、原子力事業者の保険による賠償総力は著しく低下し、国としてはこれらの供給者にも一々国家補償をしなくては被害者保護を全うしえなくなる。さらに被害者としても原子力事業者に無過失責任を追及しうる以上、あえて供給者等の過失や瑕疵を調べてこれらの者から賠償を求める必要もない。以上の諸理由」であるとしており、更に原賠法の目的が「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」(同法 1 条)であることに鑑みれば、原賠法 4 条 1 項の趣旨は「広い意味での供給者」を免責することで達成され、それ以上に国の責任を排除する合理的な理由は存しないとの解釈も可能と考えられます。

以上のように、本問に関しては、一義的に明らかでなく解釈の余地があるものと考えられます。よって、国家賠償請求が排除されるという解釈に立てば、原子力損害の請求先は原子力事業者(今回の事故では東京電力)のみとなりますが、国家賠償請求が排除されないという見解に立てば、原子力事業者に加え国に対しても国家賠償請求ができる可能性があります。この点は今後明確化されるべき論点です。

¹ 水戸地裁平成 20 年 2 月 27 日判タ 1285 号 201 頁他

Q1-8 今回のような原発事故によって損害が発生した場合の国の責任はどうなっているのでしょうか。

前問に記載の通り，原子力損害につき，国賠請求が可能かは明らかではありません。

国賠請求以外には，政府が講ずべき措置として，原賠法において，以下の規定があります。すなわち，「政府は，原子力損害が生じた場合において，原子力事業者(中略)が原賠法第3条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額(一事業所あたり1200億円，原賠法7条1項)をこえ，かつ，この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは，原子力事業者に対し，原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」(原賠法16条1項。上記Q1-4の表の左側上部がこの場合に当たります。)とされています。また，原子力事業者が免責される場合において，政府は「被災者の救助及び被害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。」(原賠法17条。上記Q1-4の表の波線部より右側がこの場合に当たります。)とされています。但し，これらの規定では，いずれも政府に措置を行うか否か及びその内容に関する裁量が認められているものと解釈されます。

また今回の原発事故に関する政府の措置は，現時点(平成23年6月中旬)では確定的ではないものの，原子力損害賠償の支払等を支援する機構を作り，その機構に対して交付国債の交付，政府保証の付与等必要な援助を行うこと，原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなどの例外的な場合には政府が補助を行うこと等を内容とした法案が閣議決定されています(下記リンク参照)。

経済産業省 HP (原子力損害賠償機構法案の概要(1)(2))

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou_honbu/pdf/songaibaisho_110614_01.pdf

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou_honbu/pdf/songaibaisho_110614_02.pdf

Q1-9 今回の原発事故によって負った損害につき，どこまでが賠償の対象となりますか。

原賠法には具体的な損害項目に関する規定は設けられていないので，民法の一般原則通り，相当因果関係内の損害が賠償対象になります。

Q1-10 今回の原発事故によって被った損害について，どこまでが賠償の対象となるかは誰が判断するのですか。

賠償の対象となる損害か否かの判断は，賠償が加害者である原子力事業者と被害者との間の示談で行われる場合は，当事者同士で行います。当事者同士の話し合いでは解決しない場

合には、原子力損害賠償紛争審査会に和解の仲介を申し出ることができます。原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合に文部科学省に臨時的に設置される機関で、紛争に関する和解の仲介及び原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定に関する事務を行っています。ただし、原子力損害賠償紛争審査会は、あくまでも和解の仲介機関であって認定の内容を強制することはできません。また裁判所に訴えることで、裁判所が判断を行う方法もあります。原子力損害賠償紛争審査会から出される指針と訴訟の関係に関しては、第3章をご参照ください。

Q1-11 原発事故によって被った損害をどの程度請求できるかに関し、なにか参考になる指標はありませんか？

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の指針

前問に記載した原子力賠償紛争審査会が、原子力損害の範囲の判定等に関する指針を策定中です。現在（平成23年6月中旬）、平成23年4月28日付「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「一次指針」といいます。）、平成23年5月31日付「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（以下「二次指針」といいます。）、平成23年6月20日付「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（以下「二次指針追補」という）がまとめられています。

原子力損害賠償紛争審査会は、あくまでも和解の仲介機関であって認定の内容を強制することはできませんので、原子力損害賠償紛争審査会の指針が最終的な損害の範囲を確定する指標となるわけではありません。また一次指針及び二次指針は早期の被害救済の為に、争いの少ないところから指針を策定していく方針で作成されており、一次指針及び二次指針に記載されていない損害であっても賠償されないという判断がなされているわけではありません。ただ、いずれにしても損害の範囲を考える際の重要な指標と考えられます。

(2) 指針の概要

一次指針においては、「政府による避難等の指示に係る損害」として、「避難費用」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」、「財産価値の喪失又は減少等」、「検査費用(人)」、「検査費用(物)」、「生命・身体的損害」、「精神的損害」を、「政府による航行危険区域設定に係る損害」として、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」を、「政府等による出荷制限指示等に係る損害」として、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」を対象として、それぞれ具体点な検討がなされています。そして二次指針においては、「政府による避難等の指示に係る損害」として、「一時立入費用」、「帰宅費用」、「精神的損害(避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害)」、「避難費用の損害額算定方法」、「避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法」、「政府等による出荷制限

指示等に係る損害」として、「出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害」、「出荷制限指示等の解除後の損害」、「政府等による作付制限指示等に係る損害」及び「いわゆる風評被害」を対象とした検討がなされています。

また両指針は、政府の指示等によるもの以外が損害賠償の対象から除外されるものではなく、両指針で対象とされなかった損害項目やその範囲についても、合理的な範囲内で原子力損害に該当し得るものについては、今後検討するものとしています。

平成 23 年 4 月 28 日付「東京電力(株)福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/04/28/1305640_1.pdf

平成 23 年 5 月 31 日付「東京電力(株)福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/05/31/1306698_1_1.pdf

Q1-12 今回の事故で被曝をして、将来癌などが発症した場合に損害賠償請求はできますか。

本件事故による被曝を原因とする生命身体の障害は、原子力損害に該当して、損害賠償を請求することが出来ます。ただ、特に低線量被曝による障害の場合、影響が出るまで時間がかかり、長期間経過後の身体の障害と被曝との因果関係の立証の困難が予想されます。

JCO 事故に関し、事故と健康被害の相当因果関係を否定した判例として第 3 章 Q3-9 ク、ケをご参照ください。

また一次指針においては、被曝による生命身体の障害については指針が示されておらず、「本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又はその他の者が被った放射線被曝等に係る被害(...)のうち、合理的な範囲内で原子力損害に該当し得るものについては、今後検討する」とされている状態です。今後作成される指針の内容を見守る必要があります。

Q1-13 寝たきりで介護を受けていた父を避難所に避難させましたが、避難所では十分な医療や介護を受けることが出来ず、避難してからしばらくして亡くなりました。損害賠償はできますか。また避難は、自宅が屋内退避区域に指定された段階で行っていますが、問題ないでしょうか。

避難したと亡くなったとの間に相当因果関係が認められれば、死亡によって生じた逸失利益等の損害賠償が可能です。このような損害に関し、一次指針では以下の通りの指針が示されています。

(一次指針P9)

避難等対象者につき、以下のものが、損害と認められる。

）本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

）本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされ、これによる健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等

また、一次指針は、以下の通り、政府から直接的に避難指示がなされた場合でなくても「避難等を余儀なくされた」に該当するものとされているので、屋内退避区域から避難した場合であっても問題ありません。

(一次指針P6)

政府の避難指示の対象となった区域の居住者のみならず、自主的な避難が求められている区域の居住者についても、対象区域外に避難する行動に出ることや、同区域外に居た者が同区域内の住居等に戻ることを差し控える行動に出ることは、合理的な行動であり、「政府の指示により」避難や対象区域外滞在を「余儀なくされた」場合に該当する。また、政府の避難指示や自主的避難の要請の前に避難や対象区域外滞在をした者についても、政府の指示に照らし、その行為は客観的・事後的にみて合理的な行動であったと認められ、「政府の指示により」避難又は対象区域外滞在を「余儀なくされた者」の範疇に含めて考えるべきである。

Q1-14 福島市に居住していますが、事故の影響が心配になり、子供たちに被曝検査を受けさせました。費用は賠償されますか。

一次指針は、検査費用に関し以下のように指針を示しています。

(一次指針P7)

本件事故の発生以降、「避難等対象者」のうち、対象区域内で屋内退避し、又は、同区域内から同区域外に避難した者が、放射性物質への曝露の有無等を確認する目的で受けた合理的な範囲での検査につき検査費用及びその付随費用（検査のための交通費等）を負担した場合には、被害者の損害と認められる。

しかし福島市は、政府による避難等の指示を受けていませんので、相談者の子供は「避難対象者」には該当せず、一次指針上は、相談者の支出した被曝検査費用は損害範囲には

含まれていません。しかし、政府による避難等の指示を受けていなくても、放射能の影響を心配することには一定の合理性が認められる場合があるものと考えられます。一次指針も、「備考」において、以下のように「少なくとも…」と述べていることから、「避難対象者」に該当しない者の検査費用を全て否定するような考え方ではないものと思われます。

(一次指針P7)

1) 放射性物質は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有している。それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも、避難等対象者のうち、対象区域内に屋内退避し、又は、同区域内から同区域外に避難した者が、自らの身体が放射性物質に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは合理的な行動といえる。

Q1-15 自宅が緊急時避難準備区域に指定されたので、未だ具体的には避難指示はされていませんが、自主的に避難しました。避難費用は賠償されますか。

緊急時避難準備区域において、未だ直接的に避難指示がなされていない場合でも「避難を余儀なくされた」として指針における「避難等対象者」に該当することは Q1-13 で前述の通りです。

一次指針は避難に係る損害に関し、以下の指針を提示しており、緊急時避難準備区域から避難をし「避難対象者」と認められる相談者のケースでは、少なくともこの範囲内では損害が認められるものと考えられます。

(一次指針P7)

避難等対象者が負担した以下の費用が、損害と認められる。

- 1) 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- 2) 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用
- 3) 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

その上で二次指針は、避難費用の損害額算定方法につき、以下指針を示しています。ただし、以下の二次指針の内容は「引き続き検討する」ものとされており、現段階では流動的である点に留意ください。

(二次指針P5)

1) 避難費用のうち「交通費」、「家財道具移動費用」、「宿泊費等」については、避難等した者が現実に自己負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、客観的な統計データ等を用い

て推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

）他方、避難費用のうち「生活費の増加費用」については、原則として、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

上記二次指針 P5) の「生活費の増加費用」の算定方法については、次問を参照ください。

Q1-16 本件事故で避難を強いられていることによって、精神的苦痛を感じています。慰謝料請求をすることはできますか。

精神的損害に関しては、二次指針追補が、以下の通り、「対象者」、「損害額算定の基本的考え方及び算定期間」、「損害額の算定方法」、「損害発生の始期及び終期」に関する考え方を示しており、参考になります。

対象者（二次指針追補P2）

）損害の賠償の対象者は、避難及び対象区域外滞在を余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、屋内退避を余儀なくされたことに伴い、長期間行動の自由が制限されるなど、避難等により正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたって著しく阻害された者である。

）上記 又は に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等をした者個々人が賠償の対象となる。

損害額算定の基本的考え方及び算定期間（二次指針追補P3）

損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について金額を算定することが合理的と認められる。

）事故発生から6ヶ月間（第1期）

）第1期終了から6ヶ月間（第2期）但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

）第2期終了後、終期までの期間（第3期）

損害額の算定方法（二次指針追補P3）

損害額の算定に当たっては、前記2で述べた第1期ないし第3期に応じて、以下のとおりとすることが考えられる。

）第1期については、一人月額10万円を目安とする。但し、この間、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。また、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（計画的避難区域から避難した者、及び緊

急時避難準備区域から本指針が定められた日の前日までに避難を開始した者を除く。)については、一人10万円を目安とする。

）第2期については、一人月額5万円を目安とする。

）第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

損害発生 of 始期及び終期（二次指針追補P3）

）損害発生 of 始期については、個々の対象者が避難等をした日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日とする。

）損害発生 of 終期については、基本的には対象者が対象区域内の住居に戻ることが可能となった日とすることが合理的であるが、対象者の具体的な帰宅の時期等を現時点で見通すことは困難であるため、なお引き続き検討する。

文部科学省 HP（東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afie/ldfile/2011/06/20/1307518_1_3.pdf

Q1-17 計画的避難区域内で、工場を経営していましたが、避難指示を受けて避難したことにより、全く営業が出来ない状態が続いていますが、損害賠償されますか。

一次指針(P12)によれば、「本件事故がなければ得られたであろう売上高から、本件事故がなければ負担していたであろう（本件事故により負担を免れたであろう）売上原価を控除した額（逸失利益）」等の損害賠償が認められるものと考えられます。

Q1-18 緊急時避難準備区域内に居住していましたが、関東に避難しています。勤務先は家の近くなので、避難先からは通勤できず、避難して以降の給料の支払いを受けていません。工場自体は稼働しており、上司からは出勤するよう命じられているのを拒否している状態です。出勤している同僚には給料が支払われているようなのですが、東京電力に対し、損害賠償請求をすることはできますか。

一次指針は以下の通り指針を示しており、相談者のケースでは、従前分の給料額が損害として認められるものと考えられます。工場が稼働しており、出勤している同僚がいたとしても、相談者の自宅が緊急時避難準備区域内にあるのであれば、避難し、出勤出来ないことはやむをえず、「避難等を余儀なくされたことに伴い、その就労が不能等となった場合」に該当するものと考えられます。

（一次指針P13）

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者について、同区域内に係る避難等を余儀なくされたことに伴い、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収が損害と認められる。

Q1-19 福島市において、木材業者を営んでいるのですが、卸先に「被曝検査をしてからでないと木材を受け取れない」といわれたため、木材の被曝検査を行いました。検査にかかった費用は賠償されますか。

一次指針では、以下の通り指針が示されています。福島市は「対象区域」に含まれないことから、相談者のケースは、指針に示された損害の範囲には含まれないと考えられます。
(一次指針P14)

対象区域内にあった商品を含む財物が、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であり、又は取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものと認められた場合には、被害者の負担した検査費用は損害と認められる。

ただし、一次指針は同損害項目の備考において、以下のように述べており、本備考の趣旨からすれば、取引先から「被曝検査をしてからでないと木材を受け取れない」と言われた相談者のケースは、損害が認められるべきではないかとも考えられます。
(一次指針P15)

平均的・一般的な人の認識を基準として当該財物の種類及び性質等から、その所有者等が当該財物の安全性に対して危惧感を抱き、この危惧感を払拭するために検査を実施することが合理的であると認められる場合、又は取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合には、その負担した検査費用を損害と認めるのが相当である。

Q1-20 避難指示区域内に土地を持っていますが、放射性物質に汚染されてしまっており、売却しようにも買手もつかない状況です。このような土地に関して損害賠償はされますか。

一次指針によれば、相談者の所有する土地が、「財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に被曝した場合」又は、「には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合」には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の追加的費用について損害と認められると考えられます。

Q1-21 農作物が出荷制限を受けて、出荷できなかった分の損害は賠償されますか。

相談者の受けた出荷制限が、「政府による出荷制限指示又は地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自粛要請等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。以下「政府等による出荷制限指示等」という。）」（一次指針 P19）である場合には、相談者の減収分の損害は、一次指針上の賠償対象となります。

一方、相談者が、生産団体等による自粛要請等、「政府等による出荷制限指示等」に含まれない出荷制限を受けていた場合、相談者の損害が賠償対象となるかについては、一次指針上は未だ明確ではありません。しかし、一次指針は（「政府等による出荷制限指示等」がなされた）「上記区域以外においても、また、上記品目以外についても、政府等による出荷制限指示等に伴い、返品、出荷停止、価格下落等の被害が生じているから、これらがどこまで賠償の対象となる損害に該当するかについては、今後検討する。」としており、必ずしも損害を否定する考え方ではないようです。

Q1-22 農作物が出荷制限を受けたので、作付け制限が行われたわけではないものの、出荷制限を受けた品目について、新たな作付けを断念しました。その後出荷制限が解除されたのですが、作付けを行わなかったことによる損害は賠償されますか。

二次指針（P10）によれば、農作物の出荷制限が「政府等による出荷制限指示等」（前問参照）である場合には、作付け制限が出されておらず、その後出荷制限も解除された場合であっても、作付けを行わなかったことによる減収分が、賠償すべき損害として認められます。二次指針はその理由として、「農林業者の場合には、農林産物の作付けから出荷まで相当期間を要するという特徴があることから、政府等による出荷制限指示等により作付け自体が制限されるわけではないものの、現に出荷制限指示等が出され、その解除の見通しが立たない状況下であれば、その作付けの全部又は一部を断念することもやむを得ない場合が多いと思われる」点を挙げています。

Q1-23 勤務先の漁協が、政府による出荷制限を受けて売上が大幅に減少したために、整理解雇されてしまいました。損害は賠償されますか。

一次指針(P21)は、「政府等による出荷制限指示等により、対象品目を生産する農林漁業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、給与等の減収が被害者の損害と認められる。」としていますので、相談者は給与額分の損害が認められるものと考えられます。

しかし、いつの時点までの給与額が損害と認められるか等に関しては、明らかではありません。

Q1-24 今回の事故以降「風評被害」という言葉をよく耳にしますが、そもそも風評被害とはどのような内容ですか。

二次指針は、風評被害について確立した定義はないとしつつも「この指針で『風評被害』とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味するものとする」(P13)とした上で、「風評被害」につき賠償となる範囲を検討しています。そして風評被害を上記の通り定義した理由として、「いわゆる風評被害という表現は、人によって様々な意味に解釈されており、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもある。しかしながら、少なくとも本件事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、原子力損害として賠償の対象となる。このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない。したがって、上記のような誤解を招きかねない点に注意しつつ、)で定義した「風評被害」という表現を用いることとする。」(P15)としています。

「風評被害」の賠償範囲については、次問以下をご参照ください。

Q1-25 風評被害の範囲を考えるための一般的な基準になる指標はありますか。

二次指針は、風評被害についても本件事故との相当因果関係の範囲で認められるとした上で、風評被害に関する具体的な相当因果関係の考え方について、以下の通り指針を示しています。また以下引用中の「) 一定の範囲の類型」として、二次指針上は、次問と次々問に引用した二類型が示されています。

(二次指針P13)

)「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

）具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（ ）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本件事故との相当因果関係が認められるものとする。

以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、（ ）の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。その判断の際に考慮すべき事項については、この指針又は今後作成される指針において示すこととする。

）損害項目としては、消費者又は取引先が商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた次のものとする。

営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用等）

就労不能等に伴う損害

の減収により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収

検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用

Q1-26 政府による出荷制限が出された地域で農業を営んでいますが、出荷制限の対象品目ではない農作物について、全く出荷できずに処分をしました。このような損害につき賠償されますか。

本問のケースは、まさに前々問に記載した二次指針上の「風評被害」に該当します。更に、政府等による出荷制限指示が刺されたことがある地域における農林産物は、二次指針上以下に引用する通り、前問に引用した具体的指針の「（ ） 一定の範囲の類型」に該当するものとされているので、前問に引用の指針「（ ）」に挙げられた損害項目の範囲で、原則として本件事故との相当因果関係が認められます。出荷制限の対象品目以外の品目であっても、出荷制限解除後であっても、原則として損害賠償が認められるとされています。よって、本問のケースでは、農作物が出荷できなかったことによる減収分及び農作物の廃棄費用等が賠償されるものと考えられます。

（二次指針P17）

）農林漁業において、本件事故以降、現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも次に掲げる産品に係るものについては、1（ ）の類型として、原則と

して本件事故との相当因果関係が認められる。

農林産物（畜産物を除く。）に係る政府等による出荷制限指示等（平成23年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域（県又は市町村単位。以下同じ。）において産出された全ての農林産物（畜産物を除き，食用に限る。）

畜産物に係る政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての畜産物（食用に限る。）

水産物に係る政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての水産物（食用に限る。）

）の産品について，農林漁業者が買い控え等による被害を懸念し，事前に自ら出荷，操業又は作付けの全部又は一部を断念したことによって生じた被害も，かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には，原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

Q1-27 福島県で温泉旅館を営んでいますが，本件事故以降客足が減っています。減収分の賠償請求は可能ですか。

本問のケースも前問のケースと同様に，二次指針上以下に引用する通り，前々問に引用の指針「 ）」に挙げられた損害項目の範囲で，原則として本件事故との相当因果関係が認められます。ただ，減収分の全額が損害として認められるかについては，「観光業における減収については，東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという理由による蓋然性も相当程度認められる」との観点から，検討が必要とされている点に留意する必要があります。

（二次指針P19）

本件事故以降，現実に生じた観光業に関する解約・予約控え等による被害のうち，少なくとも本件事故発生県に営業の拠点がある観光業については，本件事故及びその後の広範囲にわたる放射性物質の放出が原因で，消費者等による解約・予約控え等があった蓋然性が高いことから，本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収が生じていた事実が認められれば，1 ）の類型として，原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

但し，観光業における減収については，東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという理由による蓋然性も相当程度認められるから，損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

Q1-28 どのような方法で損害賠償の請求をすればよいでしょうか。

(1) 損害賠償請求のための手段

損害賠償請求をする為には、上記 Q1-10 に記載したように 東京電力との間で示談をする方法、原子力損害賠償紛争審査会に和解の仲介を申し出る方法、裁判による方法の 3 つの方法が考えられます。

文部科学省 HP では、原子力損害の補償を受けるための手続きとして、以下(2)に引用する記載がなされています。これは上記 の手続きに関するものと思われ、また必ずしも以下の手続きによらなければならないというわけではないものと考えられますが、以下にその要点を記載します。

文部科学省 HP (原子力損害賠償制度 必要となる手続き)

http://www.mext.go.jp/a_menu/ankenkakuho/baisho/1304760.htm

(2) 必要となる手続き

東京電力の被害申出窓口に、「被害申出書」をし、その後、被害額の算定の確認書類を含む「被害明細書」を提出することになります。よって可能な限り、実際に支出したことを証明する領収書等を保管しておく必要があります。想定される損害内容と賠償請求に際して必要になると見込まれる書類は以下のとおりです。

ア 身体傷害(体のケガや病気に関するもの)

診断書	医師による診断書
医療機関からの領収書	医療行為に対して支払った金額を確認する資料として、病院等の医療機関からの領収書
同意書	保険会社がケガや病気の症状を確認する必要がある場合に、医療機関に問い合わせることに対する同意書
診療報酬明細書	医療行為にかかった費用の詳細を確認する資料
交通費明細書	通院にかかった交通費の詳細を確認する資料

イ 財物損害(家財、商品、建物・什器備品等の損害に関するもの)

損害品の写真	損害状況を確認する資料
被害品の数量確認資料	伝票等、被害品の数量が確認できる資料 主に事業をされている方の場合
被害品の単価確認資料	伝票等、被害品の単価が確認できる資料

	主に事業をされている方の場合
廃棄処理費用確認資料	領収書等, 廃棄処分の費用が確認できる資料
買い換え費用確認資料	領収書等, 廃棄処分後に同性能の物品を購入するために要した費用を確認できる資料
修理費用見積書	汚染の除去等に要した費用を確認できる資料(被害にあわれた方が用意)

ウ 避難費用(汚染地域からの緊急的な避難に要したもの 必要と認められたもの)

交通費明細書	避難にかかった交通費の詳細を確認する資料
宿泊費用確認資料	領収書等, 宿泊費用を確認できる資料

エ 健診/検査費用(放射線の影響等を検査するために要したもの 必要と認められたもの)

医療機関からの領収書	検査に対して支払った金額を確認する資料として, 病院等の医療機関からの領収書
交通費明細書	検査にかかった交通費の詳細を確認する資料
検査費用の領収書	検査機関による検査を受けた際にかかった費用を確認する資料

オ 休業損害(給与所得者が休業によって給与が減額された場合)

休業証明書	ケガや病気による休業によって給与所得が減額されたことを確認する資料
源泉徴収票	事故以前の給与水準を確認する資料
所得証明・納税証明書 確定申告書	休業証明書・源泉徴収票で損害額が確認できない場合の確認資料

カ 営業損害(事業遂行が不能になったことによる損害が生じた場合)

確定申告書	事業の売上額等を確認する資料
決算書類	事業内容や売上額等を確認する資料
過去1年の売上実績	帳簿等,直近の売上額等を確認する資料
事故後の売上実績	帳簿等,事故後の売上額等を確認する資料
営業上の追加費用 ・代替費用	伝票や帳簿等,事故の影響により営業を継続するために追加的・緊急的に要した費用を確認する資料
営業再開に伴う費用	伝票や帳簿等,営業を再開するにあたって追加的に要した費用を確認する資料

Q1-29 損害賠償請求をしたいのですが、損害を証明するための証拠が十分にありません。このような場合には損害賠償請求は難しいでしょうか。

損害の算定が困難になることも予測されることから、一次指針及び二次指針においては以下とおり、一定の対策を検討しています。

(一次指針P3)

損害の算定に当たっては、例えば、避難費用等についてはその証明をもとに実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が数万人規模にも上り、その早急な救済が求められる現状にかんがみれば、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。ただし、上記一定金額を超える避難費用等の負担を余儀なくされたことが証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。なお、営業損害についても、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることが考えられる。

賠償金の支払方法についても、早急な救済が必要な被害者の現状にかんがみれば、例えば、賠償額が最終的に確定する前であっても、一定期間ごとに支払いをしたり、請求金額の一部を前払いするなど、合理的かつ柔軟な対応が東電に求められる。

(二次指針P7)

原則どおり実費賠償とした場合、費用の立証が問題になるが、仮に領収証等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の「交通費」であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、「宿泊費等」であれば、

当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきである。

Q1-30 今回の事故による損害に関して、いつ頃に賠償金を受け取れるのでしょうか。

すべての損害賠償請求の手続きが完了し、賠償金が実際に支払われるまでには一定の時間がかかることが見込まれますが、平成23年5月12日原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定において、被害の蓋然性が高いことから原子力損害賠償審査会の指針の対象となった損害に関しては、早急に損害賠償措置を講じられるべきことが確認されています。更に同決定においては、具体的措置として、「東京電力(株)は、下記の損害について、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする」、下記損害の「支払いについては、請求者の置かれている経済的状况等にかんがみ、例えば、請求者が生産者団体又は地方公共団体のとりまとめに基づき請求する額の一定比率について仮払いを行うなど、関係事業者団体等の協力を得つつ、速やかな賠償の実現に向けた取組が求められる。」としています。ここで速やかな支払いが要請されている「下記損害」としては、以下の損害項目が挙げられています。

(「原子力損害被害者に対する緊急支援措置について」P2)

「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において農林漁業者が被った営業損害(殺処分された又は死亡した家畜にかかる財物価値の喪失及び処分費用を含む)

「第一次指針」の「第4 政府による航行危険区域設定に係る損害について」に掲げる航行危険区域の設定により、漁業者が被った営業損害

「第一次指針」の「第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について」に掲げる政府による出荷制限指示又は地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自粛要請等(生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。)があった区域における当該出荷制限指示等の対象品目に係る農林漁業者が被った営業損害

上記決定をうけて、東京電力は、一部の農業関係団体および漁業関係団体との調整を終え、平成23年5月31日付けにて仮払い補償金の支払いを開始しています。また次問記載の避難者に対する仮払補償金に関しては、平成23年5月31日時点で約5万世帯分の振込が完了しているとのことです(下記リンク参照。)

経済産業省 HP (原子力損害被害者に対する緊急支援措置について)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/songaibaisho_110512_02.pdf

東京電力 HP (平成 23 年 5 月 31 日付プレスリリース「原子力事故による損害に対する仮払いの取り組み状況について」)

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11053104-j.html>

Q1-31 避難による損害に関して、東京電力から仮払補償金が支払われるそうですが、どのように請求すればいいのでしょうか？また受給要件や金額についても教えてください。

「避難」・「屋内退避」が指示された地域等に居住していた人を対象に、1 世帯あたり 100 万円、単身世帯の場合には 75 万円の仮払補償金が支払われます。仮払補償金のお支払いを含む原子力損害の補償に関する専用の相談窓口として、東京電力において、4 月 28 日より『福島原子力補償相談室』(コールセンター 電話番号 0120-926-404)が開設されています。

Q1-32 中小企業の営業損害につき仮払いがなされると聞きましたが、要件等を教えてください。

政府による避難等の指示があった区域において営業損害を被った中小企業は、東京電力に直接もしくは商工団体等を通じて、粗利額を証する書面 避難区域等において 3 月 12 日時点で事業を営んでいたことの証憑を提出することで、平成 23 年 3 月 12 日から 5 月末日までの粗利額の二分の一(250 万円が上限)の仮払金の支払を受けることが出来ます。が提出されない場合であっても、のみで 20 万円が仮払いされます。具体的には、東京電力の HP 上に「仮払補償請求書」サンプルがあるのでご確認ください。

経済産業省 HP (原子力損害被災中小企業者に対する仮払い保証の実施について)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou_honbu/0531sme.pdf

東京電力 HP (原子力事故による損害に対する仮払いの取り組み状況について)より

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11053104-j.html>

東京電力 HP (仮払補償請求書)

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/images/seikyusyo.pdf>

第2章 原発事故と災害法令との関係

Q2-1 自然災害とは無関係に，原発事故によって避難をした人に対し，災害救助法の適用はありますか。

あるものと考えられます。

厚生労働省 HP（災害救助法の概要）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujo1.html>

(1) 災害救助法の目的

災害に際して，国が地方公共団体，日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に，応急的に，必要な救助を行い，災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることで

(2) 災害救助法の救済内容

避難所，応急仮設住宅の設置 食品，飲料水の供与 被服，寝具等の給与，医療，助産，被災者の救出 住宅の応急修理 学用品の供与 埋葬 死体の搜索 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去です。

(3) 災害救助法の適用対象要件

災害救助法による救助は，災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行います。

(4) 原発事故に対する法適用の有無

「災害救助法では，災害の定義はないが，自然現象のみでなく，火災，船舶衝突，炭鉱爆発等の人為的事故についても同法が適用されている²」ということですので，災害救助法に限って検討すれば，原発事故を直接の原因とする地域にも，災害救助法の適用がありません。

もっとも，厚生労働省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第11報）」と題するプレスリリースでは，「地震により」危害を受けるおそれが生じた地域に対して適用されるものとされています。

厚生労働省 HP（上記プレスリリース）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y-img/2r985200000167hm.pdf>

²防災行政研究会（2002）『逐条解説 災害対策基本法＜第二次改訂版＞』52頁 ぎょうせい

しかし、厚生労働省「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5)」によれば、「災害救助法による救助に要した費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに関わらず、受入れ都道府県から被災県に全額求償することができる」と記載されていることから、原発事故による避難者が災害救助法の適用対象となることを前提としているものと考えられます。また、平成23年4月6日の参議院災害対策特別委員会において、大塚耕平副大臣は、「福島県の被災者の皆さんについては、これは全員が災害救助法の対象になります。」と発言しています。

以上の事実から、自然災害とは無関係に、原発事故によって避難をした人に対し、災害救助法の適用はあると考えられます。

厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000017txn-img/2r9852000017ufd.pdf>

国会会議録検索システム

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=13369&SAVED RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=7853&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=13373

(5) 補足事項

なお、日本弁護士連合会は、平成23年5月26日に、「原子力災害特別措置法26条2項、災害対策基本法63条による警戒区域の設定によって避難した住民には、災害救助法23条2項により生活費を支給すべきである。」という旨の意見書を厚生労働省に対し、提出しています。

日本弁護士連合会 HP（災害救助法の運用についての意見書）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/110526.pdf>

Q2-2 原発事故によって休業等を実施した場合、雇用調整助成金は支給されますか。

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合には支給されます。

(1) 雇用調整助成金の基本的な考え方

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。福島原子力発電所事故による「避難指示地域」（現在の「警戒区域」）及び「屋

内退避指示地域」に所在する事業所が当該指示を理由とする事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(2) 緊急時退避準備区域について

緊急時退避準備区域においては、当該地域の指定を受けた後に、経済上の理由により事業活動が縮小し休業等を実施した場合等、雇用調整助成金の支給要件を満たす事業所については、雇用調整助成金の助成対象となります。

しかし、「緊急時避難準備区域」においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められる区域とされていることから、こうした者を主な利用客とする事業所等（学習塾、病院等）については、「緊急時避難準備区域」に指定されたことにより事業活動が縮小されたと見なすべきであり、経済上の理由に当たらないことから、雇用調整助成金の助成対象とはなりません。

(3) 屋内退避指示地域について

以前に「屋内退避指示地域」であって、4月22日（金）に、計画的非難区域、緊急時非難準備区域のいずれの区域にも指定されなかった地域に所在する事業所については、雇用調整助成金の対象となりますが、屋内退避指示が解除された以後に経済上の理由により事業活動が縮小した場合に限られます。

厚生労働省 HP（福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて）（職開発 0422 第 1 号・職保発 0422 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001a4qt-img/2r985200001a8bq.pdf>

Q2-3 原発事故によって避難した人に対し、激甚災害法の雇用保険の特例措置はありますか。

避難指示地域、屋内退避指示地域、計画的非難区域、緊急時避難準備区域にある事業所が事業を休業する場合に、労働者が就労することができず、賃金を受け取ることができない場合にも適用があります。

なお、激甚災害法の雇用保険の特例措置とは、事業所が災害を受け、事業を休止したなどの理由により就労ができず、賃金を受けとれない状態にある方が、失業給付を受給することができること等を言います。

厚生労働省 HP（福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて）（職保発 0328 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000016n92-img/2r9852000016s6m.pdf>

厚生労働省 HP（福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて）（職開発 0422 第 1 号・職保発 0422 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a4gt-img/2r9852000001a8bq.pdf>

Q2-4 原発事故によって避難した人に対し、東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律の適用はありますか。

(1) 東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律の目的

東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減，農林漁業者，中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものです。

(2) 東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律の救済内容

地方公共団体に対する援助と 社会保険料の免除，農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成が行われます。

内閣府 HP（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」について）

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110426-1kisyu.pdf>

(3) 東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律の適用対象要件

「特定被災地方公共団体」に対する援助の他、「特定被災区域」に該当すれば、適用されます。「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域を言います。青森県：4 市町村，岩手県：34 市町村，宮城県：35 市町村，福島県：59 市町村，城県：39 市町村，栃木県：16 市町村，千葉県：23 市町村，新潟県 3 市町村，長野県：1 市町村（合計：214 市町村）となります。具体的な市町村は、内閣府から発表されています。

内閣府 HP（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める法令」について）

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110502-2kisyu.pdf>

(4) 原発事故に対する法適用の有無

あります。

法 2 条 1 項は、「東日本大震災」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。」と規定しています。

Q2-5 原発事故によって避難した人に対し、災害弔慰金等は支給されますか。

下記のとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律により、一定の遺族に対しては、支給されると解されますが、支給者である市町村に確認して下さい。

受給遺族に、「兄弟姉妹」は含まれませんのでご注意ください。

なお、平成 23 年 6 月 16 日の時点で、兄弟姉妹を支給対象に加える災害弔慰金支給法改正法案が議員立法で国会に提出される見通しとなっています。

厚生労働省 HP（東日本大震災に係る災害弔慰金等の支給について）（社援総発 0502 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-img/2r9852000001be3k.pdf>

YOMIURI ONLINE HP（災害弔慰金、原発事故避難中の死亡者も支給対象）

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/20110316-866921/news/20110507-0YT1T00286.htm>

河北新報 HP（弔慰金、兄弟姉妹にも 議員立法今国会提出へ 支給法改正）

<http://www.kahoku.co.jp/news/2011/06/20110617t71007.htm>

(1) 災害弔慰金等の支給の根拠

災害弔慰金の支給等に関する法律 2 条では、「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。」と規定していますが、厚生労働省の 5 月 2 日付通達「東日本大震災に係る災害弔慰金等の支給について」で、「本震災」により負傷し、または疾病にかかった者に対しても支給する運用になり、また、厚生労働省の 4 月 30 日付通達「災害関連死に対する災害弔慰金等の対応」で、新潟県中越大震災の際に災害関連死まで災害弔慰金が支給された際の災害関連死認定基準を挙げています。さらに、上記 YOMIURI ONLINE によれば、「自然災害による死亡者の遺族に支給される「災害弔慰金」について、厚生労働省が、東京電力福島第一原発の事故で避難中に亡くなった人も支給対象とすることを決め、福島県に伝えた」とされています。もっとも、災害弔慰金の支給者は、国や県ではなく市町村です（3 条 1 項）。そのため、支給者である市町村に確認して頂く必要があります。

(2) 支給要件

A 対象災害

- (ア) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 受給遺族

- (ア) 配偶者
- (イ) 子
- (ウ) 父母
- (エ) 孫
- (オ) 祖父母

(3) 支給金額

ア 災害弔慰金

- (ア) 生計維持者の方が死亡した場合 500万円
- (イ) その他の方が死亡した場合 250万円

イ 災害障害見舞金

上記(2)アの災害で、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に対し

- (ア) 生計維持者の方 250万円
- (イ) それ以外の方 125万円

Q2-6 原発事故によって避難した人に対し、東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置の適用はありますか。

あります。

厚生労働省 HP (東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001b9z9.html>

(1) 適用要件

ア 東日本大震災の定義

東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

イ 特定被災区域の定義

特定被災区域とは、特定被災区域政令で定められるものであり、Q2-4(3)で定められた地

域です。

(2) 特例措置の概要

ア 施設補助関係

(ア) 保健所の災害復旧に関する補助（第 44 条関係）

災害地域における保健所の災害復旧に係る補助率（現行 1/2）を 2/3 に引き上げる。

(イ) 火葬場の災害復旧に関する補助（第 45 条関係）

災害地域における火葬場の災害復旧に係る補助率（現行 1/2）を 2/3 に引き上げる。

(ウ) 医療機関の災害復旧に関する補助（第 46 条関係）

災害地域における医療機関の災害復旧に係る補助率（現行 1/2）を最大で 2/3 まで引き上げる。

(エ) と畜場の災害復旧に関する補助（第 47 条関係）

災害地域におけると畜場の災害復旧に係る補助率（現行 1/2）を 2/3 に引き上げる。

(オ) 社会福祉施設等の災害復旧に関する補助（第 48 条関係）

災害地域における社会福祉施設等の災害復旧に係る補助率（現行 1/2 又は 1/3）を最大で 2/3 まで引き上げる。

(カ) 水道施設の災害復旧に関する補助（第 3 条関係）

災害地域における水道施設の災害復旧に係る補助率（現行 1/2）を 8/10 又は 9/10 に引き上げる。

イ 労働保険関係

(ア) 保険料の免除の特例（第 81 条及び第 84 条関係）

災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合、労働保険料及び一般拠出金の免除ができることとする。

(イ) 雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例（第 82 条関係）

被災地域の事業所の労働者が、震災によって離職を余儀なくされた場合等に、雇用保険の基本手当の支給終了後、現行の個別延長給付（原則 60 日分）に加えて、更に 60 日分の個別延長給付を支給する。

ウ 医療保険関係

(7) 標準報酬月額の特例（第 49 条及び第 59 条関係）

災害地域における事業所の健康保険及び船員保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月からの改定ができることとする。この場合の傷病手当金・出産手当金について、改定前の標準報酬月額に基づいた給付を行えることとする。

(4) 入院時食事療養費等の額の特例（第 50～56,61～65,67～71,73～77 条関係）

健康保険等の保険者は、一部負担金の免除を行った者について、入院時の食費・光熱水費等に係る自己負担額を免除する。

(ウ) 保険料の免除の特例（第 57 条及び第 66 条関係）

健康保険等の保険者は、災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、健康保険及び船員保険の保険料を免除することができることとする。

I 介護保険・障害者自立支援関係

(7) 介護保険被保険者の食費・居住費等の特例（第 90 条～第 92 条関係）

市町村は、利用者負担額の免除を行った被災介護保険被保険者について、介護保険施設等の食費・居住費を減免する。

(4) 障害者支援施設等の入所者の食費・居住費の特例（第 86 条及び第 88 条関係）

障害者自立支援法に規定する障害者支援施設等、児童福祉法に基づく知的障害児施設等の入所者に係る食費・居住費を減免する。

オ 年金保険関係

(7) 標準報酬月額の特例（第 94 条関係）

災害地域における事業所の厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月からの改定ができることとする。

(4) 保険料の免除の特例（第 95 条関係）

災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。

(ウ) 厚生年金基金の掛金等の免除の特例（第 95 条第 3 項関係）

厚生年金基金は、2 の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、その掛金又は徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとする。

(I) 遺族基礎年金等の支給事由の特例（第 60,79,80,83,93,97,99,100,101 条関係）

東日本大震災によって行方不明となった者について，遺族基礎年金など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための措置を講ずる。

労働者災害補償保険法，船員保険法，戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく死亡を支給事由とする給付等についても同様の措置を講ずる。

(ロ) 老齢基礎年金等の裁定請求の特例（第 96 条及び第 98 条関係）

「特別支給の老齢厚生年金」の受給者であって被災区域に居住する者が，被災後に 65 歳に達する場合には，65 歳に達した日に，老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定請求を行ったものとして，引き続いて年金を支給することとするもの。

(ハ) 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例（第 102 条関係）

災害地域における，子ども手当法により適用される場合の児童手当の事業主拠出金を免除することができることとする。

カ 災害援護資金貸付関係

(ア) 災害援護資金貸付の特例（第 103 条関係）

災害援護資金の貸付けについて，その償還期間と据置期間の 3 年間延長，据置期間経過後の利率の引下げ（年 3% 保証人あり：無利子，保証人なし：年 1.5%），及び，償還免除の拡大をすることとする。

Q2-7 原発事故によって避難した人（地震や津波によって住宅に居住不能な状態に至った避難者を除く）は，生活再建支援法の適用対象になりませんか。

ならないものと思われます。

内閣府 HP（被災者生活再建支援制度の概要）

<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/080818gaiyou.pdf>

(1) 生活再建支援法の救済内容

自然災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊，又は住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(2) 制度の対象となる自然災害

被災者生活再編支援法 1 条は、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」を対象としており、法 2 条 1 号は、「自然災害」を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」と定義しています。

したがって、原発事故は自然災害とは言えないので、原発避難者を適用対象としない運用をしているようです。

福島県浪江町 HP (被災者生活再建支援金のお知らせ)

<http://www.town.namie.fukushima.jp/?p=1103>

具体的には、以下のような自然災害が適用対象になります。

- ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)
- オ ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る) 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 5 万人未満に限る)

エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く 5 年間の特例措置)

第3章 原発事故に関する事件・裁判例

1 過去の原発事故

Q3-1 過去には、原子力発電所におけるどのような事故がありましたか？

(1) 有名な事故として、JCO(東海村)の臨界事故があります。

平成11年(1999年)9月30日午前10時35分、株式会社ジェイ・シー・オー(JCO)東海事業所の核燃料加工施設である転換試験棟において、ウラン粉末から硝酸ウラニル溶液製造中に、この作業に使用すべきでない沈殿槽と呼ばれる設備に、制限量を大幅に上回るウラン溶液を投入したことにより、沈殿槽内の硝酸ウラニル溶液が臨界(ウラン235などの核分裂性の物質を一定量以上集積することにより、核分裂反応が連鎖的に発生する状態のこと)に達し、警報装置が吹鳴しました。臨界は、最初に瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後、臨界状態停止のための作業が功を奏するまで約20時間にわたって、緩やかな核分裂状態が継続しました。

この事故により、3名の従業員が重篤な被曝を受け、2名の方が亡くなったほか、この従業員を搬送した消防署員、臨界状態の停止作業に従事した社員及び事業所周辺の住民等が被曝しました。

JCO事故の概要はこちら(内閣府：原子力安全委員会、原子力安全員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告の概要)

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan1999/genan080/siryu1-2.htm>

この事故については、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」)が適用されました。

(2) その他の大きな事故としては、平成16年(2004年)8月9日に発生した、関西電力美浜発電所3号機2次系配管破損事故、平成19年(2007年)7月16日に発生した、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における、新潟県中越沖地震による放射性物質の構外への漏洩事故があります。

前者については、関連会社従業員に死傷者がでましたが、原賠法適用の要件である「原子力損害」にあたらないうして、原賠法の適用対象とされませんでした。

後者については、「原子力損害」該当する損害ではない(損害自体が発生していない)として、原賠法の適用対象とされていません³。

今回紹介した事故以外についての過去の原子力発電所の事故・故障については、原子力資料情報室(CNIC)のホームページで資料をご覧になれます。

³社団法人日本原子力産業会議「あなたに知ってもらいたい原賠制度2010年版」20頁

Q3-2 JCO の事故では、住民に対し、避難等の指示がなされたのですか？

事故のあった9月30日12時30分(事故から約2時間後)に、住民に外にでないようにとの村内の広報が開始され、施設の横を通過する県道の通行止めが行われました。

その後、同日15時に、東海村の村長が、JCO から半径350mの住民に対して、事故現場から離れた村の公共施設である「石神コミュニティーセンター」への避難勧告を行い、150名全員が避難しました。

同日22時20分、科学技術事務次官が茨城県知事に対し、半径10km圏内の住民(約31万人)に対して屋内にとどまるよう助言しました。これをうけて茨城県知事は、半径10km圏内の市町村に住民への通報を依頼し、これにより半径10km圏内の約31万人に対して、「屋内退避(屋内待機のこと)」が実施されました。

Q3-3 JCO の事故では、いつまで避難が続いたのですか？

(1) 350m圏内については、同年10月2日19時15分に野中官房長官が「350m圏内の住民の避難の解除に問題ない」との政府見解の発表したことを受けて、東海村の村長が避難住民に対して避難解除を発表しています。

(2) 10km圏内の屋内退避については、同月1日15時に、野中官房長官が「10km圏内の屋内退避の解除は問題ない」旨の政府見解を発表し、茨城県知事が同日16時30分ころ、解除を発表しています。

Q3-4 JCO の事故では、避難した人に対して、補償はされたのですか？

原子力損害調査研究会から出された指針では、行政措置の解除(平成11年10月2日)がなされるまでに、屋内退避勧告がなされた区域内(10km圏内)に住する方が、避難するために現実に支出した交通費、宿泊費、宿泊に付随して支出した費用については損害と認められるとしています。

なお、原子力損害調査研究会及び同会から出された指針については、Q3-7をご参照ください。

Q3-5 JCO の事故には、農産物、畜産物、水産物が放射能汚染を被ったのですか？

事故現場から、10km 圏内外で採取した農林産物、鶏卵、牛乳、牛肉、豚肉、水産物及び水産加工物のサンプリング調査の結果、いずれのものからも人工放射性核種（核分裂などにより人工的に生成される放射性物質）は検出されなかったとの結果が出ています。かかる結果を受け、平成 11 年 10 月 2 日 18 時 30 分ころ、茨城県知事の記者会見において、その旨の発表をしています。

Q3-6 JCO の事故では風評被害があったと聞いていますが、それについては、損害が填補されたのですか？

Q3-4 でも紹介した原子力損害調査研究会から出された指針では、一定の要件を備えたものについては営業損害として認めるとしています。

具体的には、茨城県内で収穫される農畜産物及びこれらに関連する営業で、広く茨城県県外を商圈とするものにつき、生産あるいは営業の拠点が茨城県内にあり、取引の性質上、相手方等が取引拒絶等の行動に及ぶこともやむを得ないと認められ、現実に減収のあった取引について、平成 11 年 11 月末までの期間に生じた減収分（売上高から売上原価を控除した売上総利益＝粗利益額）が損害と認められるとしています。農畜産物及びこれらに関連する営業以外についても、同様の指針となっています。

このような期間に限定した趣旨としては、平成 11 年 11 月末日までが、同月 4 日に行われた科学技術庁事故調査対策本部による原子力安全委員会への報告や、同月 13、14 日に実施された住民説明会等によって、正確な情報が提供され、かつこれが一般国民に周知されるために必要な合理的かつ相当の時間と考えられたようです。

Q3-7 JCO の事故の際に設置された「原子力損害調査研究会」とはどういった機関ですか？

(1) 原子力損害調査研究会とは、原子力損害認定の円滑化を図るための検討を行い、賠償に関する基本的な考え方を整理するため、当時の科学技術庁の委託により、日本原子力産業会議（現・日本原子力産業協会（JAIF））に設置されたものです。弁護士など 11 名で構成されていました。同研究会では、JCO の事故により発生した様々な損害について、事故との相当因果関係の範囲や、損害認定に関する基本的な考え方を整理、集約し、かかる情報を関係者に提供しました。それらを最終的にまとめあげたものが、同研究会から平成 12 年 3 月 29 日に出された「原子力損害調査研究会最終報告書」です。

同報告書に、身体損害、検査費用（人及び物）、避難費用、財物の汚損、休業損害、営業損害、精神的損害に関する損害の考え方が指針として示されています。また、同報告書では、指針は、必ずしも請求者の損害として認められる範囲の上限を画するものではなく、これを超える請求であっても、請求者側から原子力損害発生の実事が立証された場合には、その賠償まで否定する趣旨ではない、ということが記されています。

(2)他方、「原子力損害賠償紛争審査会」は、原賠法 18 条 1 項に基づき設置される機関であり、原子力損害調査研究会とは異なる機関です。

JCO の事故当時の原賠法 18 条は、原子力損害賠償紛争審査会の事務内容として、紛争に関する和解の仲介、和解の仲介を行うために必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと、の 2 つのみを規定していました。しかし、平成 21 年 4 月 17 日の原賠法の改正により、同審査会の事務内容に、『紛争当事者による自主的な紛争解決の促進に資するため、当該紛争に係る原子力損害の範囲の判定の方法の他紛争の当事者に参考となるべき事項に関する一般的な指針を定めること（原賠法 18 条 1 項 2 号）』が追加されました。

したがって、かかる改正により、JCO の事故の際に、原子力損害調査研究会が担っていた役割は、原子力損害賠償紛争審査会が担うことになったといえます。

Q3-8 過去の原子力発電所における事故において損害賠償は、どのような手続きの流れでなされましたか？

(1) 上記 Q3-1 の JCO の臨界事故が、日本で初めて、かつ、唯一、原賠法が適用された事例です。

賠償の流れとしては、まず、年内（平成 11 年）に請求金額の 1/2 を基準とする仮払を実施し、翌年から賠償金に関しての正式な示談を取り交わしております。具体的には、損害を受けた方から、臨界事故による損害の補償金の仮払いを申し込み、その際、仮払額については、損害を受けた方の補償すべき金額が確定次第、その確定金額との差額を精算する（過払いの場合には上回った金額を返還し、不足の場合には不足額を追加払いする）ことを承諾し、仮払金の支払いを行っています。

JCO への被害申出件数は約 8000 件（実際の賠償対象は約 7000 件）にのぼり（そのうち営業損害は約 7、8 割）、JCO が支払った賠償金額は約 154 億円になります。

基本的には、補償額についての交渉において和解という形で終わっていますが、補償額につき合意に至らず、原子力損害賠償紛争審査会へ申し立てがされたのが 2 件、裁判に至ったものが 11 件あります。

原子力損害賠償紛争審査会へ申し立てられた 2 つの案件につきましては、いずれも納豆会社からもので、途中で和解の仲介が打ち切られました。そのうち少なくとも 1 件については、被害者である納豆会社が損害賠償を求める訴訟を提起（JCO からは仮払金の返還を求める反訴）しています（Q3-9 の材の裁判例）。

(2) 裁判に至った経緯につきましては、仮払金の支払い後、JCO と被害者による補償交渉の結果、補償金額が折り合わなかったものが裁判になっています。訴訟の内容ですが、損害を受けた方が、JCO に対し損害賠償を求めるものや、逆に、JCO が、仮払金を受けた方に対

し支払済みの仮払金の返還を求めるものもあります。和解に至らず、判決になった訴訟の結果については、詳しくは下記 Q3-9 をご覧いただきたいですが、JCO の事故については、全体的に、損害を受けた方の訴えた損害が認められづらかったという傾向があるといえそうです。

2 裁判例

Q3-9 過去に起こった原子力発電における事故に関して、裁判になったものはありますか。

(1) JCO 関連の事故として、以下のものがあります。

ア 水戸地裁平成 15 年 6 月 24 日判時 1830 号 103 頁

水産加工会社が、JCO に対し、水産加工製品についての風評被害による損害賠償を求めた事案です。裁判所は、水産加工会社に損害の発生を認めることができないとして、請求を棄却しています。他方、JCO からの仮払金返還請求の反訴については全部認容しました（仮払金 918 万 1000 円全額）。

イ 東京地裁平成 16 年 9 月 27 日判タ 1195 号 263 頁

不動産の造成販売業者が、JCO に対し、臨界事故により、事故現場から約 3 キロ離れた土地の販売価格が下落したとして、損害賠償を求めた事案です。まず、原賠法 2 条 2 項、3 条 1 項の損害について、人身損害又は物に対する損害を伴わない損害（純粹経済損失）を除外する根拠はないとしました。その上で、当初設定価格（臨界事故前に設定されていた価格）が、臨界事故がなかった場合の客観的な販売価格と考えることはできず、また、販売時（平成 13 年 3 月又は同年 10 月）には、土地の価格は臨界事故の影響からほぼ回復しているとして、土地の価格の下落損害は認められないとして請求を棄却しています。

ウ 東京高裁平成 17 年 9 月 21 日判タ 1207 号 251 頁

上記イの控訴審判決です。基本的には一審を引用し控訴を棄却しました。

エ 東京地裁平成 18 年 1 月 26 日

JCO が、パチンコ店に対し、仮払金（5850 万 6880 円）の返還を求めた事案です。臨界事故と売上減少との間の相当因果関係が認められないとして、請求を全部認容しました。

オ 東京地裁平成 18 年 2 月 27 日判タ 1207 号 116 頁

納豆の製造販売業者が、JCO に対し、悪風評により、売上減少等の損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案です（根拠は民法 715 条、709 条のみで、原賠法を根拠としていません）。

臨界事故と納豆業界全体の売上減少との間の相当因果関係を認め、その上で、原告に生

じた営業損害との間にも一定限度において相当因果関係を認めました。ただし、そこには時間的限界があり、本件では事故から 2 ヶ月間としました。しかし、かかる損害については仮払金により填補されているとして、請求を棄却しています。他方、JCO からの仮払金返還請求の反訴については一部認容しました（仮払金 2 億 7061 万 4066 円のうち 1 億 961 万 66 円）。

カ 東京地裁平成 18 年 4 月 19 日判時 1960 号 64 頁

納豆の製造販売業社が、JCO に対し、悪風評により、売上減少等の損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案です。裁判所は、返品や廃棄による損害、平成 11 年 10 月～平成 12 年 2 月までの 5 ヶ月間についての風評損害、慰謝料を JCO の事故と相当因果関係のある損害として認めましたが、仮払金により損害は填補されているとして請求を棄却しました。他方、JCO からの仮払金返還請求の反訴については一部認容しました。（仮払金 2 億 1300 万円のうち 3112 万 7784 円）。

キ 東京地裁平成 19 年 7 月 27 日

JCO が、パチンコ店（東海村に隣接する那珂郡に店舗）に対し、仮払金（825 万 7760 円）の返還を求めた事案です。臨界事故後約 10 日間の来店客数の減少等に伴う損害については、臨界事故との相当因果関係を認めたものの、それ以降については認めず、請求を一部（725 万 7760 円）認容しました。

ク 水戸地裁平成 20 年 2 月 27 日判タ 1258 号 201 頁

JCO の事業所近くで勤務していた工場労働者が、JCO と親会社の住友金属鉱山に対し、臨界事故により身体に変調をきたしたとして、損害賠償を求めた事案です。まず、住友金属鉱山に対しては、原賠法はもちろんのこと、民法を含むその他のいかなる法令によっても損害の賠償を請求できないとして、請求を棄却しました。JCO に対する請求については、臨界事故と健康被害との間に相当因果関係が認められないとして請求を棄却しています。

ケ 東京高裁平成 21 年 5 月 14 日判時 2066 号 54 頁

上記クの控訴審判決です。一審同様、臨界事故と健康被害との間に相当因果関係は認められないとして控訴を棄却しました。

(2) JCO に関係するもの以外でも、次の裁判例（係属中のものも含む）があります。

コ 名古屋高裁金沢支部平成元年 5 月 17 日判タ 705 号 108 頁

(ア) 事案の概要

魚介類の仲介業者である X、X、及び、X に専属する運送業者（石川県産の魚介類を、隣県である福井県の敦賀魚市場などに運送して卸売していました）である X、X が Y（日本原子力発電所(株)）に対し、不法行為に基づく損害賠償（総額 500 万円余り）を求めた

事案です。

Y は、敦賀湾の一部である浦底湾に原子力発電所を設置し、発電業務を営んでいましたが、昭和 56 年 1 月から 4 月半ばまでの間に、過失によって、同発電所から浦底湾に放射性物質を漏出させるという事故を起こしました。事故が公表されたため、放射能汚染騒ぎが起き、消費者は魚を買い控え、X、X の敦賀魚市場など福井県内での魚の売上が激減しました。そこで、X が上記の訴訟を提起したものです。

本件は、その控訴審（原審（福井地裁昭和 61.12.19）は売上の減少を証明する確かな証拠がないとの理由で請求棄却されています）です。

(1) 要旨（関係部分抜粋）

控訴は棄却されました。まず、事実として、科学技術庁などの調査により、汚染区域は浦底湾に限られること、放射能については、ホンダワラ・ムラサキガイなどから微量に検出されただけで、仮に、これを毎日食べ続けたとしても国際放射線防護委員会が勧告している一般公衆の年間の許容被曝線量限度（全身に対して 500 ミリレム（1シーベルト = 100 レム））の約 1 万分の 1 以下で、安全上全く問題とならないことが判明したこと、事故が公表されると、本件事故の状況や事故の影響等について連日のように報道がなされたこと、昭和 56 年 4 月 19 日に敦賀市が福井県衛生研究所の分析結果をもとに敦賀産の魚介類の安全宣言を行い、続いて 20 日に福井県も安全宣言を行ったものの、その後も敦賀産の魚介類の価格の暴落・取引量の低迷が続き、海と魚を売り物にする敦賀湾一帯の観光地で旅館・民宿のキャンセルが相次ぐなどの打撃を与えたこと、などを認定しました。

その上で、本件事故の発生とその公表及び報道を契機として、敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一転、是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害というべきとしました。

しかし、敦賀における消費者が、敦賀湾から遠く離れ、放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚まで敬遠し、更にはもっと遠隔の物も食べたくないということになると、かかる心理状態は、一般には是認できるものではなく、事故を契機とする消費者の心情的な判断の結果であり、事故の直接の結果とは認め難いとしました。そして、金沢産の魚も心情的には不安であるとの理由で賠償を命ずるものとすれば、金沢における消費の低下も是認しなければならなくなり、損害範囲はいたずらに拡大することとなるとして、Y らの売上高が本件事故後減少したとしても、消費者の個別的な心理状態が介在した結果であって、しかも、安全であっても食べないといった、極めて主観的な心理状態であるから、同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く、また、一般的に予見可能性があったともいえないとして、本件浦底湾における人体に影響のない微量の放射能漏

れと敦賀の消費者の金沢産魚介類の買い控えとの間には、相当因果関係はないというべきと判断しました。

- サ 中部電力が、日立製作所に対し、平成 18 年 6 月に発生した浜岡原子力発電所 5 号機タービン動翼の損傷についての損害賠償を求めた訴訟（係属中）

中部電力の HP（浜岡原子力発電所 5 号機 低圧タービン動翼の損傷に伴う損害賠償請求訴訟の提起について）

http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/1188755_6926.html

- シ 北陸電力が、日立製作所に対し、平成18年7月に発生した志賀原子力発電所2号機低圧タービン羽根損傷に伴う損害についての賠償を求めた訴訟（係属中）

北陸電力のHP（志賀原子力発電所 2 号機 低圧タービン羽根損傷に伴う日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の訴状提出について）

<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/09052601.pdf>

Q3-10 現在、原子力損害賠償紛争審査会から出されている第一次指針や第二次指針には納得がいきません。東京電力に対し、裁判を起こしたとしても、第一次指針、第二次指針以上の賠償は望めませんか？

平成 21 年の原賠法の改正前に行われた「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」における議論の中では、原子力損害賠償紛争審査会の事務内容として、賠償の一般的な基準の策定を加えるべきとし、その基準については、**当事者（訴訟に至った場合には裁判所）に対する法的な拘束力の付与を目的とせず**、当事者間の自主的な解決による円滑かつ公平な賠償の確保に資する観点から提示されるものとする、とされています。

こうした議論がなされていることをふまえると、同審査会の提示した第一次指針や第二次指針以上の賠償も認められる可能性はありますが、事故と相当因果関係があることが要求されます。なお、前述した Q3 9 の裁判例⁴では、原子力損害調査研究会から出された指針では認められなかった損害についても、JCO の事故と相当因果関係があると認めています。

他方で、逆にいうと、東京電力に対しても法的な拘束力があるわけではありませんから、必ずしも、東京電力がこの指針に従った補償を行うとも限らないことには注意が必要です。

第4章 原発事故と食品の安全

1 放射能汚染された食品の取扱いと出荷制限⁴

Q4-1 放射能汚染された食品の取扱いについて教えてください。

平成23年3月17日、厚生労働省は、原子力安全委員会が作成していた「原子力施設等の防災対策について」のうちの「飲食物の摂取制限に関する指標」を急遽採用して暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条2号の「有害な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」として食用に供されることがないように販売その他について十分処置されたいと各自治体に通知しました。

放射性ヨウ素ならば、飲料水、牛乳・乳製品で300ベクレル（1Kgあたり、以下同様）、根菜、芋類を除く野菜類で2000ベクレル、放射性セシウムならば、飲料水、牛乳・乳製品で200ベクレル、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他で500ベクレル、乳児用の牛乳・乳製品で100ベクレルが制限値です。1ベクレルとは、原子核が1秒間に1個の崩壊を起こす場合をいいます。

農水省 HP（放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について（Q&A））

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_haiki.html

Q4-2 農作物の出荷制限を受けてしまったのですが、出荷制限されたことによる損害につき、誰に損害賠償請求をすることができますか。

出荷制限は、原子力災害対策特別措置法20条3項による原子力対策本部長（内閣総理大臣 同法17条1項）が関係自治体（県）の知事に指示し、知事が関係事業者等に要請して行われるものです。これは福島第1原発から外部に放出された放射能汚染に基づく出荷制限ですから、それによる経済的損失は原子力損害です。従って、原子力損害賠償法により原子力事業者に請求できます。

この出荷制限には強制力がありません。よって、食品の出荷制限に反して出荷が行われた場合、制裁は課されませんが、消費者が危険性を心配して買い控えするという合理的回避行動をとることが考えられます。

これに関連して、福島県郡山市のショッピングセンターで、原発事故の影響で国が出荷

⁴ 日弁連 Q&A191, Q&A193, Q&A194 参照。

制限している地域のカリフラワー18個が販売されていたことが、平成23年6月7日付けNHKニュースウェブサイトにより報道されています。

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20110609/t10013432751000.html>

出荷制限に関しては、以下の原子力損害紛争審査会の「第二次指針」(10頁以下)に明示されています。

「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」HPより

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afie/ldfile/2011/05/31/1306698_1_1.pdf

Q4-3 出荷制限されていない農産物についても同じ県の農産物だから買わないという、いわゆる風評被害は、どのように救済されるのですか。

この風評被害は、放射能汚染されているのではないかと思う消費者の不安心理に基づく買い控えによる損害です。原子力損害賠償法には、特別に風評被害を保護する規定はないので、原発の事故と風評被害の間に相当因果関係が存在するか否かの価値的判断をすることになります。相当因果関係が認められれば、原子力事業者に対し、損害を請求できます。ある農産物が食品衛生法の制限値を超える放射能汚染されているので出荷制限されていると報道されれば、出荷制限された地域の他の農産物も放射能汚染されていると推測して買い控え行動をとることが必ずしも不合理と考えられないのであれば、相当因果関係が認められると解されます。放射能汚染の対象、内容、出荷制限の対象、意味、人体への影響等について、正確で分かりやすい広報をしていて、放射能汚染をしていると考えるのは消費者の極めて主観的な心理状態であると考えられ、消費者が買い控え行動をとることが不合理と考えられる場合には相当因果関係が否定されることもありうるでしょう。

風評被害については、以下の原子力損害紛争審査会の「第二次指針」(13頁以下)に明示されています。

2 食品に対する不安について⁵

ア 飲料水(ペットボトル入りミネラルウォーターなどの製品)や食べ物に含まれる放射性物質については、原子力安全委員会が設定した指標を基に、厚生労働省において「暫定規制値」が定められ、これを上回る食品については、食用に供されることがないように、食品衛生法において規制されています。即ち、暫定規制値とは、食品衛生法の中で、有

⁵ 食品安全委員会 HP 問2,問3,問8,問10,問16 参照。

害な物質などが含まれる食品の販売などを禁止する条項である「第6条第2号」に該当するレベルの有害な物質が農産物や食品に含まれているかどうかの「規制値」のことをいい、同法同条項において、この値を上回る食品につき規制されています。現在、一部の地域において検出されている放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する「暫定規制値」は、以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：131I）
飲料水	300Bq（ベクレル）/Kg
牛乳・乳製品（注）	同上
野菜類（根菜，芋類を除く。）	2000Bq（ベクレル）/Kg
魚介類	同上
（注）100Bq/Kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない	

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq（ベクレル）/Kg
牛乳・乳製品	同上
野菜類	500Bq（ベクレル）/Kg
穀類	同上
肉・卵・魚・その他	同上

イ また、水道水に関しても同様に、原子力安全委員会が設定した指標等を基に、以下のような摂取に関する指標値が定められています。

乳児以外	放射性ヨウ素 300Bq（ベクレル）/kg 放射性セシウム 200Bq（ベクレル）/kg
乳児	放射性ヨウ素 100Bq（ベクレル）/Kg 放射性セシウム 200Bq（ベクレル）/Kg

Q4-4 食品衛生法に基づく暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に、健康への悪影響は生じるのですか？

まず、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた食品は、出荷停止の扱いとなり、市場に回らないようになっています。食品を介した放射性物質の健康への影響については、平成23年3月17日から厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めています。

さらに、必要に応じ、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しており、安全な食品の流通が確保されています。

食品衛生法に基づく措置については、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行うこととしております。

よって暫定規制値を超える食品を食しない仕組みとなっています。

さらに、暫定規制値の根拠となっている原子力安全委員会の指標は、

- (ア)まず、放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響に関する基準として、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準を基に、放射性ヨウ素の場合は甲状腺等価線量 50 ミリシーベルト/年（実効線量で 2 ミリシーベルト/年）、放射性セシウムの場合には実効線量 5 ミリシーベルト/年とし、
- (イ)これら(a)の値を基準とし、飲料水、牛乳・乳製品、野菜、穀類、肉・卵・魚その他の食品毎にこの基準値を割り振り、年間の摂取量を想定して、1 年間で摂取し続けた場合に、食品の放射濃度が半減期に従って減っていくことを前提に、基準に達する放射能濃度として求めたものです。

この暫定規制値の根拠となっている(a)の値に関しては、食品安全委員会の「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（3月29日）においては、

- ・放射性ヨウ素について、年間 50 ミリシーベルトとする甲状腺等価線量（実効線量として 2 ミリシーベルトに相当）は、食品由来の放射線曝露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものである。

- ・ICRP の実効線量として年間 10 ミリシーベルトという値について、緊急時にこれに基づきリスク管理を行うことが不適切とまで言える根拠も見いだせていない。これらのことから、少なくとも放射性セシウムに関し実効線量として年間 5 ミリシーベルトは、食品由来の放射線曝露を防ぐ上でかなり安全側に立ったものである。

としています。

（参考）国際放射線防護委員会(ICRP)(International Commission on Radiological Protection)

1982年に設立された国際X線・ラジウム防護委員会を継承し、1950年に放射線防護の国際的基準を勧告することを目的として設立された国際委員会（非政府機関）で、世界の医学・保健・衛生等の権威者を集めて構成されている。我が国の法律もこの委員会の勧告に沿って線量限度などを定めている。（出典：(財)原子力安全研究協会「緊急被ばく医療のHP」）<http://www.nsra.or.jp/>

但し、現在の暫定規制値に対しては、高すぎるという批判があります。低線量被ばくについてもしきい値はないという考え方に立てば、規制値以下でも安全ではないこととなります。

Q4-5 野菜などを食べる際に気をつける事はありますか。

必要に応じ、原子力災害対策特別措置法により、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法第6条2号により、暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。即ち、同法第20条第3項は、「原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる」と定めているので、これにより出荷制限がなされることとなります。

独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る（煮汁は捨てる）、皮や、外葉をむく、などによって、汚染の低減が期待できます」とされています。また、上記資料においても引用されている調理方法による放射性物質の低減に関する研究として、以下の報告書があります。

（財）原子力環境整備センター（食品の調理・加工による放射性核種の除去率）

http://www.rwmc.or.jp/library/other/file/kankyo4_1.pdf#search=

また、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課における、「緊急時における放射能測定マニュアル」に基づく検査は、洗浄の上検査するようにとの以下の事務連絡が出されています。

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 HP より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000014tr1-img/2r9852000015is5.pdf#search=>

Q4-6 魚から放射性ヨウ素が検出されたようですが、流通している魚は大丈夫なのですか。

これまでの暫定規制値においては、魚に関する放射性ヨウ素の値が定められていませんでしたが、今回の検出を受け、4月5日に厚生労働省より、魚介類に関する放射性ヨウ素の暫定規制値が定められました。

必要に応じ、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法第6条第2号に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。

なお、今回の魚介類の暫定基準値の設定は、食品安全基本法第11条第1項第3号の「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」にあたり、食品安全委員会の事前の評価は行われていませんが、食品安全委員会においては、暫定規制値に係る食品健康影響評価について、3月20日に厚生労働省より既に諮問を受け、29日に緊急とりまとめを行ったところであり、それ以外の残された課題に加え、今回の魚介の件も含め、引き続き、評価を行うこととなっています。

第5章 原発事故と雇用問題

1 地震に伴う休業に関する取扱いについて⁶

Q5-1 私は会社を経営していますが、今回の原発事故により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

今回の原発事故により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図る必要があります。

Q5-2 従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、原発事故に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。

労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われてきた賃金、手当等を、原発事故に伴う休業については支払わないとすることは、労働条件の不利益変更には該当しません。

このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する（支払わないこととする）ことはできません。

なお、企業側の都合で休業させた場合（企業側の「責に帰すべき事由」がある場合）には、労働者に休業手当を支払う必要があります（労働基準法26条）。

Q5-3 私は会社を経営していますが、今回の原発事故のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのでしょうか。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、雇用保険法62条1項1号に定める雇用安定事業として、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成するものです（同法施行規則102条の2、102条の3、附則15条）。

⁶ 厚生労働省「東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A（第3版）」6頁参照

今回の地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、損壊した設備等の早期の修復が不可能である、等のほか、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も助成対象になります（厚生労働省職業安定局雇用開発課長「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施に係る留意事項について」平成 23 年 3 月 17 日職開発 0317 第 2 号参照）。

厚生労働省 HP(東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施に係る留意事項について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015avy.pdf>

本助成金は、労働基準法 26 条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。このことは、計画停電に伴う休業であっても同様です。

助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 HP (事業主への給付金の案内について)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

Q5-4 使用者が、今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法 26 条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはどうか。

労働基準法 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされています。ここでの「責めに帰すべき事由」は、労務提供の対価としての反対給付請求権（賃金請求権）の有無の基準である「責めに帰すべき事由」（民法 536 条 2 項、故意、過失又は信義則上これと同視すべき事由）と解されている。）よりも広く、民法上は使用者の帰責事由とならない経営上の障害も天災事変等の不可抗力に該当しない限りはそれに含まれると解されています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、その原因が事業の外部より発生した事故であること、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもな

お避けることのできない事故であることの 2 つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。

Q5-5 使用者が、今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、原発事故により、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。

今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、その原因が事業の外部より発生した事故であること、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの 2 つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

2 賃金について⁷

Q5-6 私は飲食店を経営していますが、震災により店舗の被災はなかったものの、原発の近隣ということで来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。

労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更に該当します。

このため、労働者との合意など、賃金について定めている労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更ルールによらずに、賃金の引下げをすることはできません。

すなわち、賃金引下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意があればできますが、就業規則の変更により賃金の引下げを行うには、労働者の受ける不利益の程度、

⁷ 前掲注 7・24 頁参照

変更の必要性，変更後の内容の相当性，労働組合等との交渉の状況等に照らして合理的であること，また，変更後の就業規則を労働者に周知させることが必要です（労働契約法第8条，第9条，第10条）。また，労働基準法では，就業規則の変更の際には，労働者の代表等の意見を聴くこととともに（労働基準法第90条第1項），労働基準監督署への届出が義務付けられています（同法第89条，第90条第2項）。

Q5-7 私は被災地にある会社で勤務していましたが，原発事故により，避難生活を送っていますが生活資金に窮しています。給料日の前に勤務先から給料を払ってもらうことはできないでしょうか⁸。

労働者が出産，疾病及び災害等の非常の場合の費用に充てるために請求した場合には，使用者は支払期日前であっても，既往の労働に対する賃金を支払わなければなりません（労働基準法25条）。ここでいう「疾病」，「災害」には，業務上の疾病や負傷のみならず，業務外のいわゆる私病に加えて，洪水等の自然災害の場合も含まれると解されています。

そのため，原発事故が災害と認められる場合には，この請求によって支払われる日以前の労働についての賃金の支払を受けることができます。厚生労働省によると，居住地区が避難地域に指定される等により，住居の変更を余儀なくされる場合の費用は，同条の「非常の場合の費用」に該当すると解されています（前掲注7・19頁）。

なお，これは賃金の前払いを認めたものではないため，労務の提供を未だ行っていない部分の賃金までも請求できるものではありません。

Q5-8 私の勤務先の会社は，震災後，正常に営業していましたが，原発事故により避難生活を送っていたため出勤できませんでした。給料や勤怠上の取扱いはどうなるのでしょうか。

労働者が出勤できないことについて会社に原因があるわけではないものと考えられますので，有給休暇を申請しない限り欠勤扱いとなります。欠勤扱いとなる場合，賃金は発生せず，労働基準法26条の休業手当も請求することはできません。

ただし，原発事故というやむを得ない事情によって出勤できないものであるため，欠勤したことを理由に懲戒等により責任を問われることはありません。

なお，使用者がいったん欠勤扱いとした場合でも，事後的に有給休暇への振替を行うことも可能ですので，有給休暇としてももらえるよう会社に申し出ることも考えられます。

⁸ 東京大学労働法研究会「注釈労働基準法 上巻」424頁参照

3 震災又は原発事故に伴う解雇について⁹

Q5-9 私は会社を経営していますが、今回の震災又は原発事故を理由に雇用する労働者を解雇・雇止めすることはやむを得ない対応として認められるのでしょうか。

震災又は原発事故を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。また、今回の震災又は原発事故の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれています。

解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（例：業務上の傷病による休業期間及びその後 30 日間の解雇（労働基準法 19 条）等）以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに沿って適切に対応する必要があります。

(1) 期間の定めのない労働契約の場合

労働契約法 16 条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定されています。

また、整理解雇（経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇）については、裁判例において、解雇の有効性の判断に当たり、人員整理の必要性、解雇回避努力義務の履践、被解雇者選定基準の合理性、解雇手続の妥当性、という 4 つの事項が考慮されており（東京高判昭和 54 年 10 月 29 日労民 30 巻 5 号 1002 頁等）、留意が必要です。

(2) 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

有期労働契約は、パートタイム労働者や派遣労働者に多く見られる契約形態です。

労働契約法 17 条 1 項では、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されています。

有期労働契約期間中の解雇は、期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断される点に留意が必要です。

また、裁判例によれば、契約の形式が有期労働契約であっても、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、解雇に関する法理の類推適用等がされる場合があります（最判昭和 49 年 7 月 22 日民集 28 巻 5 号 927 頁、最判昭和 61 年 12 月 4 日判時 1221 号 134 頁）。個別の解雇・雇止めの当否については最終的には裁判所における判断となりますが、これらの規定の趣旨や裁判例等に基づき、適切に対応されることが望まれます。

なお、個別の事案につきましては、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コ

⁹ 前掲注 7・11 頁参照

一ナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等が行われています。

厚生労働省 HP (個別労働関係紛争の解決について)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>

Q5-10 使用者が、今回の震災又は原発事故で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより労働者を解雇しようとする場合、労働基準法 19 条及び 20 条に規定する「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇といえるでしょうか。

労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、解雇を行う場合の手当等の支払を定めているときは、労働契約等に基づき当該手当の支払等を行う必要があります。

最低労働基準を定める労働基準法との関係では、19 条 1 項は、使用者は、労働者が業務上の負傷又は疾病のため休業する期間及びその後 30 日間、産前産後の女性が労働基準法 65 条 1 項、2 項に基づいて産前産後の休業をする期間及びその後 30 日間は、労働者を解雇してはならないと定めています。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合に労働基準監督署長の認定を受けたとき等はその限りではないとされています。

また、労働基準法 20 条 1 項では、使用者は労働者を解雇する場合には、30 日前に予告するか 30 日分の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならないとされています。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合等で労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告や解雇予告手当の支払は不要とされています。

労働基準法 19 条と第 20 条の「天災事変その他やむを得ない事由」とは、天災事変のほか、天災事変に準ずる程度の不可抗力によるもので、かつ、突発的な事由を意味し、経営者として必要な措置をとっても通常いかなるもしいかなるような状況にある場合を意味すると解されています。また、「事業の継続が不可能になる」とは、事業の全部又は大部分の継続が不可能になった場合を意味すると解されています。

今回の震災又は原発事故で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために事業の全部又は大部分の継続が不可能となった場合は、個別の事情によりますが、「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に当たることがあると考えられます。

Q5-11 今回の震災又は原発事故で、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能になったために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより、使用者が、労働者を解雇

しようとする場合、労働基準法 19 条及び 20 条の「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇といえるでしょうか。

最低労働基準を定める労働基準法との関係では、事業場の施設や設備が直接的な被害を受けていない場合には、事業の全部又は大部分の継続が不可能となったときであっても、「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇に当たらない可能性が高いものと思われます。ただし、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間等を総合的に勘案し、事業の継続が不可能となったとする事由が真にやむを得ないものであると判断される場合には、例外的に「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に該当すると考えられます。

4 採用内定者への対応について¹⁰

Q5-12 私は会社を経営していますが、今回の原発事故に伴い、事業活動が縮小しています。来年度からの採用を予定している者について、内定を取り消すことは可能ですか。その他内定者の取扱いについて留意すべきことはありますか。

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法 16 条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

したがって、採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したもとして無効となります。

採用内定通知等に採用内定取消事由が記載され、解約権が留保されている場合がありますが、裁判例によれば、採用内定の取消事由は、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られるとされています（最判昭和 54 年 7 月 20 日民集 33 巻 5 号 582 頁、最判昭和 55 年 5 月 30 日）。

なお、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合に、やむを得ない事情により採用内定取消しを行おうとする場合には、使用者は解雇予告等労働基準法に基づく解雇手続を適正に行う必要があるとともに、採用内定者が採用内定取消しの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する必要があります。このことは、最低労働基準を定める労働基準法上の取扱いであり（22 条 1 項）、上記の採用内定取消しの有効性に関する取扱いを示したものではありません。

また、新規学校卒業者の採用内定取消しを行おうとする場合は、所定の様式により、必ずハローワーク及び学校に通知することが必要となります。

なお、平成 23 年 3 月 22 日に厚生労働大臣・文部科学大臣連名で主要経済団体、求人情報

¹⁰ 前掲注 7・15 頁参照

事業所団体に、「採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること」等について要請しています。

厚生労働省 HP (採用内定取消し等への対応の要請について (平成 23 年 3 月 22 日))

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015qbn.html>

Q5-13 私は会社を経営していますが、今回の原発事故に伴って、採用を予定している者について、自宅待機させるか、入社日自体を延期したいと考えています。その場合に労働基準法 26 条の休業手当を支払う必要はあるでしょうか。

採用内定の際に予定されていた入社日に入社させた上で、実際には就業をさせず自宅待機を命じた場合には、当該自宅待機は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当たらない天災事変等の場合を除き、労働基準法 26 条に定める休業手当を支払う必要があります。

また、採用内定の際に定められていた入社日自体を延期する措置(入社日の延期)を行う場合は、採用内定者への十分な説明と同意を得る必要があります、これらを行わないまま入社日の延期をすることはできません。同意を得て入社日を変更した場合でも、採用内定者の不利益をできるだけ回避するため、延期期間はできるだけ短くするよう努めることが望まれます。

Q5-14 私は就職活動を行っていますが、今回の原発事故に伴い、来年度から就職を予定していた会社から内定を取り消されそうです。どうしたらよいのでしょうか。

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第 16 条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。したがって、採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものととして無効となります。

5 派遣労働者の雇用管理について¹¹

Q5-15 私の経営する人材派遣会社と取引のある派遣先の事業場が原発事故の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法 26 条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手

¹¹ 前掲注 7・9 頁参照

当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。

派遣中の労働者の休業手当について、労働基準法 26 条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。

なお、派遣元の使用者に対しては、厚生労働大臣より、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、別の地域に配置転換を行うことを通じて就業場所を確保するなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当を支払うことが要請されています（厚生労働省「東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への配慮について要請しました」と題するプレスリリース（平成 23 年 3 月 28 日））。

厚生労働省 HP（上記プレスリリース）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016av1.html>

6 労働時間・休暇について¹²

Q5-16 今回の地震又は原発事故により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり 1 年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、使用者が、週を超えて休日の振替を行うことは可能でしょうか。

労働基準法 32 条の 4 においては、労使協定において、1 年以内の変形期間を平均して 1 週間あたりの労働時間が 40 時間を超えない範囲内で、1 週に 1 回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、特定の週及び日に 1 日 8 時間・1 週 40 時間の法定労働時間を超えて労働させることができるとされています。

また、1 年単位の変形労働時間制を採用した場合、予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならないときには、同一週内に限り休日の振替を行うことができるとされています。

したがって、週を超えての休日振替は認められません。

なお、今回の地震又は原発事故により、1 年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、当初の予定どおりに 1 年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場

¹² 前掲注 7・20 頁参照

合が想定されます。1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるため、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。しかしながら、今回の地震による被害は甚大かつ広範囲に及んでおり、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従って解約し、改めて協定し直すことも可能と考えられます。

ただし、この場合であっても、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意が必要です。

Q5-17 今回の震災により、被害を受けた原発の早期復旧のため、被災地域外の他の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出すことが必要です。

災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきとされています。

なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

質問については、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになります。今回の震災による原発の被害が甚大なものであり、一般に早期の原発の復旧は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

Q5-18 私の経営する会社では、震災直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、ど

のように対応すればよいでしょうか。

労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とされていますが、労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて、労働させることも可能です。

36協定を締結し、届け出ている場合であっても、36協定で定める範囲を超える時間外労働をさせることはできないので、36協定で定める範囲外の時間外労働を可能とするには新たに36協定を締結し直し、届け出ることが必要です。ただし、36協定で延長できる労働時間の限度については、大臣告示（限度基準告示、平成10年労働省告示第154号）が定められており、36協定の内容は、限度基準告示に適合したものとするようにしなければなりませんとされています。

厚生労働省 HP（時間外労働の限度に関する基準）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040324-4.html>

< 一般労働者の場合 >

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1箇月	45時間
2箇月	81時間
3箇月	120時間
1年間	360時間

また、時間外・休日労働はあくまで必要の限度において認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどが重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが重要です。

厚生労働省（過重労働による健康障害防止のための総合対策のパンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf>

Q5-19 私は、今回の原発事故による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するよう命じられました。どうすればよいのでしょうか。

労働基準法第 39 条第 1 項では、使用者は一定期間継続して勤務した労働者に対して、年次有給休暇を与えなければならないと定められています。

この年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められており（同条第 5 項本文）、使用者に命じられて取得するものではありません。

なお、労働基準法においては、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時季に年次有給休暇を与えることができる（時季変更権、同項但書）こととされ、また、年次有給休暇のうち 5 日を超える分については、労使協定により計画的に与えることができる（同条第 6 項）とされています。但し、これらは年次有給休暇について使用者が一方的に労働者にその取得を命じることができることを定めたものではないとされています。

よって、会社からの命令に従う必要はなく、別途の時季に有給休暇を取得できると考えられます。

Q5-20 私の経営する会社では、今回の原発事故に伴う復旧・復興の業務等のため、労働者から指定のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難となっています。どのようにすればよいでしょうか。

上記の通り、今回の原発事故に伴う復旧・復興の業務等への対応を行うに当たって、労働者が指定する時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる状況にある場合には、他の時季に与えることができます。

事業の正常な運営を妨げる状況であるか否かについては、労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきであると考えられ（大阪高判昭和 53 年 1 月 31 日労判 291 号 14 頁等）、震災後の事業を取り巻く状況も踏まえて個別に判断されます。

6 労災保険について¹³

Q5-21 私は、原発での作業中に地震が発生し、放射線による障害を負ったのですが、労災保険における保険給付を受けることはできますか。

労働者災害補償保険法 7 条 1 項 1 号では、業務災害として労災の認定を受けるためには労働者のケガや死亡が「業務上」生じたものであること、すなわち業務とケガ等の間に一定の因果関係があること（業務起因性の要件）とケガ等が労働関係のもとで生じたこと（業

¹³ 厚生労働省他「東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q&A」参照

務遂行性の要件)の2つの要件を満たす必要があります。

一般的には、天変地異により被災した場合、その被災は、事業主の支配下にあることの危険性が現実化したものではないため、「業務起因性」が認められず、保険給付が認められないものと考えられてきました。

しかし、阪神大震災等近時の自然災害による被災について、国は、地震による被害を受けやすい危険な環境下において働いていたとして労災と認めるなど、柔軟に解釈をして認定を行っているようです(労働省労働基準局補償課長「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」(平成7年1月30日事務連絡第4号))。今回の震災に関してもかかる従来からの解釈が適用される旨が発表されています(厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」(基労補発0311第9号))。

厚生労働省(兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について)

<http://joshrc.org/files/19950130-001.pdf>

厚生労働省(東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110316K0010.pdf>

また、放射線による障害は、保険給付の対象となる「業務上の疾病」の範囲に含まれていません(労働基準法75条2項,同規則35条,別表1の2第2号の5)。

よって、上記解釈に従い、業務起因性が認められれば、保険給付の対象となります。

保険給付の内容としては、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付等があります(労働者災害補償保険法12条の8)。

Q5-22 私は、原発事故の復旧作業中に放射線による障害を負ったのですが、労災保険における保険給付を受けることはできますか。

事業主の支配下にあり、かつその管理下において業務に従事している際に生じた災害であるため「業務遂行性」が認められ、定型的に危険に晒される職場での作業であることから「業務起因性」が認められますので、保険給付の対象となるものと考えられます。但し、晩発性障害の場合、障害が長期間を経て出現するので「業務起因性」の立証に困難をともなうことになります。

Q5-23 私は、原発事故により避難生活をしていますが、事業場が滅失し、療養先の病院が閉鎖してしまい、事業場を管轄する労働基準監督署への交通も不便であるため保険給付の手續が困難な状況です。何か特別な措置はありませんか。

保険給付を受けるためには、請求書に事業主証明が行われている必要がありますが、今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理する取扱いが行われています（上記 Q5-21「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」）。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理する取扱いが行われています（同上）。

労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出することになっていますが、今回の震災で被災された方については、(ア) 最寄りの監督署への提出、(イ) 出張相談を利用したの提出が可能となっています。

7 雇用保険について¹⁴

Q5-24 原発事故に係る避難指示地域や、屋内退避指示地域に事業所があるため、事業を休業又は廃業せざるを得ない場合、労働者は、雇用保険法による求職者給付のうち基本給付を受けることはできるのでしょうか。

求職者給付を受けるためには、原則として、雇用保険法上の被保険者（4条1項）が失業していることが必要であるが、失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいうとされています（4条3項）。これに対し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律では、この給付に関する特例が定められており、激甚災害を受けた政令で定める地域において雇用されている労働者が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、失業しているものとみなして基本手当を支給することができることとされています（25条1項）。ここで、「激甚災害を受けた政令で定める地域」とは、今回の震災については全国の区域とされています（同法施行令 25条、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 4条）、今回の災害を受けた適用事業所に雇用される労働者のみが対象となります。

そして、原発事故に係る避難指示地域や屋内退避指示地域にある事業所の休業は、災害による直接的な影響による休業といえるため、かかる特例措置の対象となり、その要件をみたく場合には給付を受けることができます。

¹⁴ 厚生労働省「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関する Q&A」参照

第6章 原発事故と融資制度

Q6-1 原発事故が原因で警戒区域等に指定された結果，工場が操業不能となり借入金の返済の目処が立たなくなった場合や，操業不能からの復旧のために新規の借入を行いたい場合，どのような対処方法がありますか。

金銭消費貸借契約に基づく支払債務は金銭債務であるため，不可抗力を理由にその履行を拒むことはできません（民法第419条第3項）。したがって，原発事故が原因であったとしても，原則として弁済期までに借入金を返済する必要があります。

もっとも，「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」（内閣府特命担当大臣（金融）＝日本銀行総裁）においては「災害の状況，応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設，審査手続の簡便化，貸出の迅速化，貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること」とされ，そのほか，金融庁からは「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」及び「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」等が公表され，金融機関には，震災の影響を直接又は間接に受けている顧客につき，返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ融資等の申込みがあった場合は中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた積極的かつ柔軟な対応が求められています。

したがって，まずは借入先の金融機関に対して，返済猶予等の貸付条件変更の申込みをすることで対処することが考えられます。

次に，返済資金や，復旧のための資金の借入を希望する場合には，公的援助制度を利用することが考えられます。公的援助制度を利用するほうが，金融機関からの融資を利用するよりも条件が有利になることも多いからです。例えば，日本政策金融公庫は，中小企業向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し，平成23年5月23日から取扱いを開始しています。「東日本大震災復興特別貸付」は，東日本大震災の発生を受けて創設された融資制度で，既存の複数の融資制度を一本化し，融資限度額や金利引下げ措置等を大幅に拡充したものとなっています。そして，震災により直接被害を受けた中小企業のみならず，原発事故に係る警戒区域，計画的避難区域及び緊急避難準備区域内に事業所がある中小企業も利用対象者とし，更にはこのような直接被害のみでなく間接被害を受けた中小企業，風評被害等により売上等が減少した中小企業も利用対象者としています。

このほか，信用保証を利用して金融機関から融資を受けることが考えられます。原発事故が原因で融資が必要となった中小企業を支援するため，信用保証協会により「東日本大

震災復興緊急保証」が創設されました。上記「東日本大震災復興特別貸付」と同様に原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業、間接被害を受けた中小企業及び風評被害等により売上等が減少した中小企業を対象とし、当該企業が金融機関から事業の再建又は経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に保証がなされます。このような制度を利用することで、金融機関での融資が容易に受けられるようになります。

なお、平成 23 年 4 月 22 日付けで、経済産業省と福島県が共同で「原子力発電所事故によって事業に甚大な影響を被る事業者に対する特別支援に関する基本合意」を公表しました。これによると、特別な支援制度の概要は、警戒地区等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等を対象とし、無利息・無担保・貸付期間 20 年で県内の移転先において事業を維持するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）を貸し付けるというものです。したがって、かかる基本合意に基づき、今後更なる支援策が創設されることが予想されますので、創設後は当該支援策を利用することで返済資金や、復旧のための資金を調達することが考えられます。

中小企業庁 HP(平成 23 年度第一次補正予算を踏まえた東日本大震災の被災中小企業者向け資金繰り支援策のご相談の開始について)

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

中小企業庁 HP(原子力発電所事故によって事業に甚大な影響を被る事業者に対する特別支援に関する基本合意について)

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110422NCA-MtoF.html>

Q6-2 原発事故が原因で、住宅が警戒区域等に指定された結果、短期間のうちに貸金業者からの借入の際に必要な書類が用意できない場合、どのような対処方法がありますか。

平成 23 年 4 月 28 日、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、借入手続の弾力化が図られました。

その結果、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者を対象とした時限措置（平成 23 年 10 月 31 日まで）として、以下の特例が認められることとなり、短期間のうちに必要書類を用意することなく借入が可能となりました。

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2、第 10 条の 28 第 1 項第 1 号、附則第 2 項）の弾力化

総量規制に抵触する者が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2)を行う場合、貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされていますが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これが不要とされます。また、この場合には、返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされていますが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とされます。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号、施行規則第10条の28第1項第4号、附則第2項)の弾力化

総量規制の例外である個人事業主による借入(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号)を行う場合、貸金業者は、100万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、その者の返済能力を判断しなければなりません。が、「計画」の策定・提示が困難な者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとされます(100万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする。)

(3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続(貸金業法施行規則第10条の23第1項第3号、附則第3項)の弾力化

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する者(主婦・主夫等)が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ(合算年収の1/3まで)(貸金業法施行規則第10条の23第1項第3号)を行う場合、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要がありますが、その入手が困難な者に配慮し、事後(六月以内)の提出で足りることとされます。

(4) 極度額方式によるキャッシング(総量規制の枠内貸付け)の借入手続(貸金業法施行規則第10条の26第1項、附則第4項)の弾力化

極度額方式による借入れ(=キャッシング)を行う場合、極度額方式による借入れ(=キャッシング)を行う場合、一定額以上利用した者は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならず、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまいますが、その入手が困難な者に配慮し、「六月以内」の提出とされます。

金融庁 HP (「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について)

<http://www.fsa.go.jp/news/22/kinyu/20110428-8.html>

第7章 ローンなど返済に関する特例措置

1 金銭債務の返済に関する特例等

Q7-1 原発事故で家屋が使用できなくなった場合、住宅ローン支払義務はどうなりますか。

住宅ローンを含む金銭消費貸借契約の貸金返済義務は金銭支払債務であるため、不可抗力によっても債務の履行を拒絶できず、これを怠れば債務不履行の責任を負うこととなります（民法419条3項参照）。

したがって、今回の原発事故の影響により、住宅ローンの対象物件である家屋を使用できなくなったとしても、住宅ローンの支払義務はそのまま残ります。

もっとも、現在、原発事故による被害への補償が協議されており、将来的に東京電力からの補償がなされる可能性はあります。また、Q7-3のとおり、現在、二重ローン問題に関する立法的な取り組みも進められています。

Q7-2 原発事故で家屋が使用できなくなった場合、残っている住宅ローンについて、金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできますか。

法律上、このような場合の金利の減免や支払猶予については定められていません。

もっとも、平成23年3月11日、内閣府特命担当大臣自見庄三郎氏および日本銀行総裁白川方明氏は、連名で、金融機関等に対し、下記のような要請を行っており（以下、「平成23年3月11日付け政府要請」といいます。）、かかる要請を受けて、各クレジット会社・住宅金融支援機構・銀行その他の金融機関においては、返済条件の変更などの特別措置がとられています。この金融機関による特別措置は、原発事故によって被害を受けた方にも適用されるものとされていますが、金融機関によって特別措置の内容や適用条件等も異なりますので、詳細については各金融機関のホームページや相談窓口等で確認して下さい。

【平成23年3月11日付政府要請から金融機関への要請を抜粋】

金融庁HP（平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について）
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.html>

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
 - (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
 - (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
- また、これを担保とする貸付にも応ずること。

- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

上記要請を受けて、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」といいます。）は、平成23年3月12日、「（1）預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人の確認を前提に預金の払い戻しを行うことや、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々のご事情に応じて対応すること」、「（2）被災された個人、法人のお客さまからの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること」、「（3）休日営業等について積極的に取り組むとともに、店舗の営業状況等についても、速やかに店頭掲示、インターネット等の手段を通じて告示すること」などをはじめ、必要な金融上の措置を講じ、被災地域における銀行取引の円滑化に万全を期すよう、会員銀行に対して、要請内容の周知徹底を行っています¹⁵。

全銀協HP 平成23年3月12日付全銀協ニュース

（「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について）

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>

¹⁵ さらに、平成23年4月14日、同協会は、金融機能の強化・拡充の観点から、今後の被災地等における早期復興と生活安定の実現のため、政府に対して、,,,,, 要望書を提出しています（下記URL参照）。

全銀協HP 平成23年4月14日付全銀協ニュース

「『東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望』について」

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/14160000.html>

「東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望（別紙）」

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news230414.pdf>

Q7-3 今回の地震・原発事故に伴う二重ローン問題に関して、立法化等の動きはどうなっていますか。

(1) 日弁連は、平成23年4月22日、東日本大震災（原子力発電所事故を含む。）により既存のローンの対象となっていた資産が滅失または著しく毀損し、当該ローンの返済が不能もしくは著しく困難となり、または生計・生活を維持するために既存のローンと同等のローンの負担をせざるを得ない場合に、個別の法的整理手続によらず、債権者（金融機関）が簡易な手続により既存のローンについて債権放棄をすることを可能にすることで、被災者の生活の再建、自立復興を促すことともに、その画一的処理のために何らかの立法的手当をすることが望ましいとの提言をしています。

日弁連HP（東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言）

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/110422_2.html

(2) 平成23年6月17日には、民主党・自民党・公明党の三党が、二重債務問題に関して、下記のとおり一次合意に至り、政府において速やかに実施に向けた対応を取ることを要請しており、同合意の実現に向けた立法化の動きが活発化するものと思われます。

ア 事業性ローンについての旧債務に係る利子負担軽減等

旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策として中小企業の旧債務に係る利子負担の軽減を図る。また、新規融資を受けやすくする手当て等を早急に検討する。

イ リースによる設備導入の支援策

リース債務については、低炭素関係の設備に係る保険制度は存在するが、一般の機械を対象とした制度はない。被災地のニーズを踏まえ、設備導入支援策を講じる（リース信用保証制度の検討を含む）。

ウ 住宅ローンについての利子負担軽減

新規の住宅取得にかかる費用と既往の住宅ローンの返済にかかる費用をあわせた負担が全体としてできるだけ軽減される措置を講じる。

エ 個人向け私的整理ガイドラインの策定

金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却や債務免除益非課税が可能となる方策を早急に検討し、その一環として「個人向け私的整理ガイドライン」（仮称）を策定すること等により、簡易な債務整理を促進する。また、中小の法人企業向けの更なる方策についても、検討する。

オ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

事業協同組合や農協等の共同利用施設の整備や、仮設工場・仮設店舗等の無料貸出し

等について、予算の拡充などにより、早期に事業再開を希望する中小企業や農林漁業者を支援する。事業立ち上げ時の設備投資に必要な資金の助成など、事業再開・転業等を支援する制度を強化する。

カ 災害公営住宅の供給

自力での住宅再建が困難な方について、災害公営住宅において住居を確保し、被災者の生活の安定を図る。

キ 政策金融機関による融資

「東日本大震災復興特別貸付」「東日本大震災復興緊急保証」など政策金融機関において長期にわたる元本返済猶予、低利融資を認める貸付制度、信用保証制度により被災者を積極的に支援する。

民主党HP（二重ローン問題についての3党実務者共同記者会見配布資料）

http://www.dpj.or.jp/news/files/20110617overlappingdebt_3party_agreement.pdf

Q7-4 原発事故に関連して、中小企業の債務の弁済に関する特例はありますか。

(1) 平成23年3月11日、経済産業省および中小企業庁は、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫および信用保証協会に対し、震災に関する特別相談窓口を設けて、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応するよう要請を行い、下記の三機関において次のような対応がなされることになりました。

ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応

今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を行います。

イ 信用保証協会での対応

今般の地震災害等の影響での既存債務の負担軽減のため、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等被災した中小企業の負担軽減を行います。

中小企業庁HP東北太平洋沖地震関連情報 過去のお知らせ

(平成23年3月14日付「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者対策について」)

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110314TohokuEarthquake.htm>

株式会社日本政策金融公庫においては、全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、今回の震災により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の方からの融資相談および返済相談に対応しているほか、以下の態勢で電話相談（事業資金相談ダイヤル）も行っています。さらに、関係機関（管内の商工会，JA等）と調整し、出張相談会や説明会等を順次実施していますので、詳細および最新の情報については、日本政策金融公庫ホームページをご確認ください（平成23年5月30日現在の情報）。

株式会社日本政策金融公庫HP

（東日本大震災により被災された皆さまへの支援態勢について（5月30日現在））

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

株式会社日本政策金融公庫HP 平成23年3月14日付ニュースリリース

（平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）の実施について）

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230314b.pdf>

株式会社日本政策金融公庫HP 平成23年5月10日付ニュースリリース

（中小・小規模企業向け「東日本大震災復興特別貸付」の創設について）

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230510a.pdf>

また、中小企業庁は、平成23年4月5日、都道府県および独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」といいます。）に対して、高度化貸付¹⁶の既往債権の整理および償還猶予等の措置をとるよう要請しました。

中小機構HP 平成23年4月5日付中小機構ニュースリリース

（高度化貸付の既往債権の整理および償還猶予について）

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/osirase/059034.html>)

これを受けて、中小機構は、原発事故を含め、今回の震災により直接的・間接的に深刻な影響を受けた事業者に関しては、関係都道府県と協調しながら、下記のとおり償還猶予や返還期限の延長等の措置を行っていくことを決定しました。

(1) 被災地域等で事業活動に大きな制約を受けた事業者について

ア 対象

¹⁶ 高度化貸付とは、中小企業者が組合等を設立し、連携して経営基盤の強化や環境改善を図るために、工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、貸付けやアドバイスで支援する制度をいいます。

- (7) 事業所または主要な事業用資産について、損壊、流失、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けていること。
- (4) 事業活動に必要な道路、電力、ガス、水道等の社会基盤施設が損壊したこと、従業員の確保が困難になったことまたはその他これらに類する影響を受けたことにより長期にわたり事業活動に著しい制限を受けること。

イ 措置内容

- (7) 期間：平成23年4月5日から平成26年3月31日まで（都道府県から申請分）
- (4) 内容
 - 特段の要件を付さず、償還の猶予（利息の猶予も含む）（3年以内）を認める。
 - 特段の要件を付さず、償還期限の延長（3年以内）を認める。

(2) 全国の事業者について

ア 対象

今般の震災の影響を受け、主要取引先の被災、電力不足および消費者の購買意欲の低下等により一時的に経営が困窮し、財務数値が次のいずれかに該当すること。

- (7) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3パーセント以上または今後3か月間の平均売上高等が前年同期に比して減少することが見込まれること
- (4) 最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率が、前年同期比マイナス3パーセント以上または今後3か月間の平均売上総利益率が前年同期に比して減少することが見込まれること
- (4) 最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均営業利益率が、前年同期比マイナス3パーセント以上または今後3か月間の平均営業利益率が前年同期に比して減少することが見込まれること

イ 措置内容

- (7) 期間：平成23年4月5日から平成24年3月31日まで（都道府県から申請分）
- (4) 内容：手続きを簡略化し、償還の猶予（1年以内）を認める。

中小機構 HP（高度化貸付の償還猶予及び返済期限延長の特例（別紙））

http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/common/chushou/kodoka/pdf/110405pressrelease.pdf

Q7-5 クレジット代金の支払口座を設けている銀行が震災により閉鎖したため、期日に弁済ができなかった場合にも、延滞金の発生など、支払遅延による責任を負いますか。

上記Qに対しては、弁護士法人淀屋橋・山上合同編「震災の法律相談Q&A」（株式会社民

事法研究会2011年出版) 68～69頁において、下記のような回答がなされています。

「金銭支払債務は地震などの不可抗力をもっては免責されず、支払期限に遅れた場合は履行遅滞に基づく損害賠償等の責任を負います。

しかし、クレジット会社に対する代金の支払方法は、クレジット会社が契約のときに銀行口座を顧客に記入させ、そこから自動引落しによって支払ってもらうという支払方法であり、支払方法の特約といえるもので、その銀行が機能しないときに顧客がクレジット会社あてに別の方法(例えば持参したり現金書留で送金するなど)をとるのに要する日数についてまで延滞の責任が生じるというのは酷と思われますし、法的に延滞の責任が発生しないとする考えもあります。

東日本大震災にあたっては、平成23年3月14日に、経済産業省から社団法人日本クレジット協会に対して、被災者に対するクレジットの支払猶予と、被災者に係る極度額の取扱いについて、特別の配慮をもって対応されたい旨の要請がなされています。これを受け、あるいは自主的に、各クレジット会社において特別措置をとって対応していますので、各クレジット会社のホームページを確認のうえ、お問い合わせ下さい。」

上記の特別措置がとられる「被災者」には、原発事故による被災者も含まれると解釈されていますので、原発事故の影響でクレジット代金の支払いができなかった方についても、クレジットの支払猶予、極度額の取扱上の配慮等の特別措置がとられることとなります。

2 破産手続の特例

Q7-6 地震または原発事故によって、債務超過となったことにより、債権者から破産手続開始の申立てがなされ場合、破産手続が進められて破産せざるを得ないのでしょうか。

特定非常災害により、その財産をもって債務を完済できなくなった(債務超過に陥った)法人については、裁判所は、特定非常災害の日から最大で2年間の政令で定める期間は破産手続開始決定をすることができません(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第5条)。もっとも、当該法人が、清算中である場合、支払不能の場合、自ら破産の申立てをした場合は除外されています(同条ただし書)。

そして、総務省は、3月13日、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令を制定して、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を「特定非常災害」に指定し、今回の大震災が原因で債務超過に陥った法人に対しては、地震発生時から二年後の平成25年3月10日までの間、裁判所が破産手続開始決定をすることはできないものとししました。

総務省HP 報道資料（3月13日公布）

（「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について」）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000106684.pdf

総務省によれば、今回の原発事故についても、基本的には「特定非常災害」に含まれると解釈されていますが、最終的には、破産申立てを受けた裁判官が、震災との因果関係等を考慮して個別に判断することになります。

3 手形取引の特例

Q7-7 地震または原発事故の影響により、手形決済用の当座預金に決済資金を入金できなかった場合に、手形交換所における不渡処分や取引停止処分に関する特例や債務免除の特例などはありますか。

平成23年3月11日付政府要請「(5)災害時における手形の不渡処分について配慮すること。」を受けて、全銀協は、全手形交換所において今回の災害のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することを、3月11日から当分の間実施することを通知しました。

全銀協HP 平成23年3月12日付全銀協ニュース

（「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について）

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>

すなわち、地震だけでなく、原発事故の影響を受けて資金調達ないし期日までの入金ができなかった場合についても、その具体的な事情を取引銀行に説明し、決済資金を入金できなかった理由が地震・原発事故によるものと認められた場合は、不渡報告・取引停止報告への記載が猶予され、その後、交換日から1か月の間に、支払銀行から猶予取消しの申出がないときは、当該不渡処分を免除するという特別な運用がなされています¹⁷。

もっとも、あくまでも不渡報告等への記載が猶与されるだけであり、手形金の支払義務が免除されているわけではありませんので、手形所持人への手形金額支払義務は残ります。

また、上記の措置は、3月11日から「当分の間」実施されることになっており、6月7日現在も続いています。いつまで当該措置が継続するかについては現時点では決まっていま

¹⁷ 金融法務事情 1920号 14頁「震災対応における手形交換の取扱い（全銀協事務システム部長増田豊）」を参照。

せんので、できる限り早期に取引銀行に相談に行く必要があります。

Q7-8 今回の地震または原発事故により、支払提示期間内の支払呈示ができなかった場合の特例措置はありますか。

平成23年3月11日付政府要請「(4)今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること」を受けて、全銀協は、全手形交換所において今回の災害のため呈示期間が経過した手形でも交換持出等を行うことを3月11日から当分の間実施することを通知しました。

全銀協HP 平成23年3月12日付全銀協ニュース
(「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について)
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>

今回の地震および原発事故のために呈示期間内に支払呈示ができなかった場合は、その具体的な事情を取引銀行に説明し、呈示期間内に支払呈示ができなかった原因が今回の地震または原発事故の影響であると認められれば、呈示期間経過後であっても、手形交換等に持ち出して差し支えないとされており、当該手形について、支払銀行は、原則として、振出人等と連絡の上、決済するという特別措置をとっています¹⁸。

上記措置は、3月11日から「当分の間」実施されることになっており、6月7日現在も、続いています。いつまで当該措置が継続するかは現時点では決まっていませんので、できる限り早期に取引銀行に相談に行く必要があります。

4 租税（国税および地方税）債務の特別措置

地震や原発事故で被災した方には、下記のような特別措置が設けられていますが¹⁹、特別措置の要件該当性や措置の具体的な内容は個々のケースごとに異なりますので、詳細については、お近くの税務署でご相談ください。また、下記のQ&Aは、国税庁ホームページ「東日本大震災関連の国税庁のお知らせ」から一部抜粋するなどして、各制度の概要をまとめ

¹⁸ 金融法務事情 1920号 14頁「震災対応における手形交換の取扱い（全銀協事務システム部長増田豊）」を参照。

¹⁹ なお、国税庁ホームページにおいて、「『東日本大震災』とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。」とされていますので、Q4 1以下で記載した特例は、原則として原発事故の被災者にも適用されると考えられます。

たものですので、詳細な説明については、国税局HP²⁰等をご参照ください。

Q7-9 今回の地震または原発事故に関連して、所得税の減免等の特例措置はありますか。
(個人、個人事業主)

国税庁HP (東日本大震災により被害を受けられた個人の方へ)

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/shotoku/index.htm#a02>

(1) 所得税の軽減・免除

災害などにより住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税法に基づく「雑損控除」と、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(以下、「災免法」といいます。)に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けることができます。

今回の大震災により被害を受けた方については、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。なお、所得税法上の雑損控除を利用した場合は、その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して各年の所得金額から控除できるとされている一方、災免法による減免を受けた場合は、減免を受けた年の翌年以降、減免を受けることはできません。

A 所得税法上の雑損控除

災害により、住宅や家財等の生活用の財産(生計を同じくする扶養親族が所有する分も含み、30万円を超える貴金属、書画、骨とう等は除きます。以下、「生活用財産」といいます。)に損失を受けた場合は、(A)(イ)のうち、いずれか多い金額を、災害による雑損として所得金額から控除することができます(所得税法72条)。

(A) 生活用財産の損害金額に災害関連支出(住宅家財の除去費用等)の金額を加え、保険金などによって補填される金額を控除した金額から、所得合計額の10分の1を控除した金額

(イ) 災害関連支出の金額から5万円を控除した金額

I 災害減免法による税金の減免

災害によって受けた住宅または家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます。)がその価額の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下であれば、その年の所得金額の合計額が500万円以下の場合には所得税の全

²⁰ 国税庁HP(ページトップ:<http://www.nta.go.jp>)

「東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm

額が、500万円を超えて750万円以下の場合には所得税の2分の1が、750万円を超えて1000万円以下の場合には 所得税の額の4分の1が軽減または免除されます（災免法2条）。

(2) 資産損失の必要費参入

今回の大震災に関しては、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができるかとされています（所得税法51条1項）。

(3) 予定納税の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます（所得税法111条）。

(4) 源泉徴収額の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除の適用を受けようとする方、または住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

Q7-10 今回の地震または原発事故に関連して、所得税以外の税金について特例措置はありますか（一部、個人・法人共通）。

(1) 相続税・贈与税について

東日本大震災によって、相続税または贈与税が課される対象財産に損害を受けた場合、損害を受けた部分の価額が課税対象財産の価額の10分の1以上であれば、その損害金額（保険金などによって補填される金額を除きます。）を控除して相続税や贈与税の課税金額を計算することができます（災免法4条、6条）。この特例措置の適用を受けるためには、個別に申告または申請を行う必要がありますので、詳細は、最寄りの税務署までご相談下さい。なお、計算方法等の詳細については、国税庁HP²¹をご参照ください。

²¹ 国税庁HP「東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし」

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/sozou_02/index.htm

(2) 消費税について

災害により被害を受けた事業者が、その被害を受けたことによって簡易課税の適用の有無を変更する必要が生じ、変更について納税地を管轄する税務署長の承認を受けた場合は、翌年度の課税期間ではなく、当該災害の生じた日の属する課税期間から、変更後の課税措置の適用を受けることができます（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例。消費税法37条の2）。

この特例措置の適用を受けるためには、個別に申請し、承認を受ける必要がありますので、納税地を管轄する税務署またはお近くの税務署までご相談ください。

(3) 登録免許税について

震災により住宅、工場などの建物又は船舶若しくは航空機に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した建物等に代わるものとして取得等をした一定の建物等についての所有権の移転の登記等で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものは、登録免許税が免除されます。

(4) 自動車重量税について

ア 被災自動車に係る自動車重量税の還付

自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、車検証の有効期間内に震災を原因として滅失、解体又は自動車の用途を廃止したものについては、平成23年3月11日からの車検残存期間に応じた金額の還付を受けることができます。

イ 被災自動車の使用者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税

被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、震災の日(平成23年3月11日)から平成26年4月30日までの間、最初に受ける車検時の自動車重量税が免除されます。

国税庁HP（東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等）

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/hojin_01/index.htm

Q7-11 今回の地震または原発事故に関連して、法人税に関する特例措置はありますか。（法人）

国税庁HP（東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等）

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/hojin_01/index.htm

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。

(2) 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額(その損失の額を限度)の還付を受けることができます。

(3) 被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、(ア)被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合、および(イ)被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の15%～30%(中小企業者は18%～36%)の特別償却ができます。

(4) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- ア 被災区域内の土地等、建物、構築物(平成23年3月11日前に取得されたものに限り、)の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
- イ 被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

Q7-12 地震または原発事故の被災者に対して、税の減免措置以外の救済はありますか。(個人・法人共通)

(1) 申告期限の延長(国税通則法11条)

災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に定める期限までに申告・納税等の行為をすることができない場合は、その期限を延長することができます。

以下：国税庁HP(申告・納付等の期限の延長等について)

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm

国税庁は、東北地方太平洋沖地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限（3月15日）が差し迫っている中で発生したことにかんがみ、国税通則法11条に基づき、下記のとおり、地域ごとに申告・納税等の期限を延長するなどの対応をとっています。

ア 納税地が岩手県、宮城県、福島県内にある方

震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されており、現在も、期限は決まっていません。

イ 納税地が青森県および茨城県内にある方

震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、延長期限が平成23年7月29日とされたので、申告等の義務のある方で申告・納付等がお済みでない方は、同日までに申告・納付等を行う必要があります。

もっとも、今般の地震の影響で、7月29日までに申告等の手続きが困難な方については、個別に期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後、税務署にご相談ください。

なお、申告義務がないが、震災特例法に基づき、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けたとして確定申告を行い、所得税の還付を受ける場合や、自動車重量税の還付を受ける場合は、平成23年7月29日以降にも手続きをすることができます。

ウ 上記5県以外の方

今般の地震の影響により、家屋等に損害を受けたり、救助活動などの事情等により、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、税務署に延長の申請をしてください。

(2) 納付期限の延長、納税の猶予、延滞税の免除などの措置

以下：国税庁HP（災害を受けた場合の納税の緩和制度について）

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/nozei_01/index.htm

ア 災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予（国税通則法第46条1項）

災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税について、災害により財産に相当な損失（保険金等により補てんされる金額を除いた被害額が全資産額のおおむね20%以上である場合）を受け、かつ、災害のやんだ日から2月以内に申請をした場合は、納期限から1年以内の間（被害額が全資産の額の50%を超える場合は原則1年、被害額が全資産の額の20～50%である場合は原則8カ月）、納税を猶予することができ、猶予期間に対応する延滞税は全額が免除されます（同法第63条第1号）。

イ 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予（国税通則法第46条2項）

震災により被害を受けたことに基づき、納期限を経過した国税を一時に納付することが困難と認められる場合、または上記「ア」による納税猶予を受けてもなお納付すること

が困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき延長することができますが、既にこの規定による納税の猶予を受けた期間と合わせて2年以内に限られます（同法第46条7号。）の間、納税の猶予を受けることができ、当該猶予期間に対応する延滞税の全部または一部が免除されます（同法63条）。もっとも、猶予金額が50万円以下である場合または特別な事情がある場合を除き、担保が必要とされます（同法第46条5号）

ウ 換価の猶予および滞納処分の停止

(ア) 換価の猶予（国税徴収法第151条1号）

国税等を滞納している方でも、納税について誠実な意思を有していると認められ、かつ、財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の事由がある場合は、1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは延長することができるが、既に換価の猶予を受けた期間と合わせて2年以内に限られます（同法第152条。）の間、換価処分が猶与され、当該猶予期間中は、原則、差押財産の換価はできず、猶予期間に対応する延滞税の一部または全部が免除されます（国税通則法第63条）。もっとも、猶予金額が50万円以下の場合または特別な事情がある場合を除き、担保が必要とされています（国税徴収法第152条）。

(イ) 延滞処分の停止（同法第153条）

国税等滞納者において、滞納処分を執行することができる財産がないと認められるなど一定の事由がある場合は、国税の滞納処分を停止することができ、当該滞納処分の停止が3年間継続した場合は、延滞税を含め、納税義務は消滅するとされています。

環境問題と大震災

第1章 大震災と廃棄物

1 がれきや建物に起因する廃棄物

Q1-1 震災によるがれきの処理や建物の撤去についてはどのようになっているのでしょうか。

環境省では以下のような指針をだしています。

(1) 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

(2) 損壊家屋等の撤去について

A 建物について

(ア) 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。

(イ) 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。

(ウ) 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。

イ 動産（自動車及び船舶を除く。）

(ア) 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。

(イ) 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

(ウ) 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

環境省HP（東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針）

<http://www.env.go.jp/jishin/sisin110326.pdf>

自治体によっては、配布した旗の色の違いにより撤去方法を分けているところもあります

環境省 HP（災害廃棄物処理優良取組事例集（グッドプラクティス集））

http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikibutsu_good-practice_100415.pdf

(3) 撤去費用等については以下のとおりです。

ア 既に着手、ないしは終了した災害廃棄物処理についても、被災市町村が事業主体として実施した分については補助事業の対象となる。なお、会計手続のため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続が始まるまでの間、保管しておいていただきたい。

イ 既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、後日、被災市町村が、当該撤去を被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した場合、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となる。

ウ 個人や中小企業が自主的に解体・処理することについては、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものとの判断が必要である。

具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得たうえで、解体・処理業者を同行し被災市町村の窓口にご相談及び処理費用の説明等を行っていただきたい。

その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となる。

環境省（東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A（その2））

環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

2 自動車に起因する廃棄物

Q1-2 震災により、壊れた自動車や所有者不明の自動車が大量にでました。自動車の処理はどうすればよいのでしょうか。

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認め

られる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法については、以下の指針がでています。

(1) 第1ステップ：自治体が集めて保管

ア 被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要。

イ このため、こうした被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管（移動・保管の際には所有者等の意思確認は不要。なお、他者の民有地に流されてきた被災車両については、当該民有地の所有者の理解が得られれば、支障の無い範囲で一定期間その場での保管をお願いすることも想定される）。

ウ 被災自動車の運搬・保管に当たっては、安全性確保の観点から、以下の点に注意を要する。

(ア) 廃油、廃液が漏出している等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油・廃液の抜き取り等。

(イ) 電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池が搭載されている車両については、運搬に際しても、作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線の遮断。

(ウ) 保管に当たっては、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準（別添）を参考とし、また、段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮。

(エ) 後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、移動を行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

(2) 第2ステップ：所有者等を捜す努力

ア 自治体が、保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜す努力を行う。以下の車種毎の問い合わせ先に問い合わせることにより、車両ナンバーから所有者を割り出すことが可能。

（車種）

(ア) 登録自動車 国土交通省（本省自動車情報課又は運輸支局）

(イ) 軽自動車 軽自動車検査協会（本部又は各地の事務所）

(ウ) 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合には、ダッシュボード等に車検証が残っていないかを確認し、又は、車台番号を確認の上運輸支局等に問い合わせること、所有者の割り出しが可能。

(3) 第3ステップ：使用済自動車を引取業者に引き渡し

ア 自治体が、保管された自動車の所有者等と連絡を取るよう努め、処分を委ねるか自ら引き取るかについて所有者等の意思を確認する。

イ 自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者（多くの自動車販売会社や整備業者、解体業者が兼務している）に引き渡すことが原則であるが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した自治体が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能。

ウ この場合、自動車重量税や自賠責保険料の還付が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらう。

エ 所有者等と連絡が取れない場合は、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。

オ 被災による損壊が著しく車両ナンバーや車台番号が判明しないこと等により、当該被災車両の所有者等が確知されない場合についても、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。

カ 自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引き渡しを行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

自治体が引取業者への引き渡しを代行する際、資源価値として収入が生ずる可能性も否定できないため、所有者等に対し、上記収入に係る権利放棄の意思確認を実施することをお奨めする。所有者等と連絡が取れない場合及び所有者等が確知できない場合に行う公告においてもその旨を明記することが、後日のトラブルを回避する上で重要である。

(4) 第4ステップ：引き渡した自動車に関する情報提供

ア 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する情報（車両ナンバー情報）を上記の車種毎の問い合わせ先に提供する。

注意点

イ 大部分の車両は、すでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

(5) その他

ア 損傷の程度が小さく、外形上から判断して自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所への運搬することは可能。この場合も、車両ナンバーから所有者を割り出し、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針が示されることとなっている。

イ なお、自動車内の動産の扱いは、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」2(4)による(前Q&Aの動産の項と同じ)。

環境省HP(東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について)

http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha_shori.pdf

また、番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はありません。

環境省 HP(東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて)

http://www.env.go.jp/jishin/attach/car_recycling_charge.pdf

3 家庭電気製品に起因する廃棄物

Q1-3 震災により、壊れた家庭電気製品が大量にでました。家庭電気製品の処理はどのようにすればよいのでしょうか。

家庭電気製品の処理については以下の指針がでています。

(1) 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

(2) 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

ア 第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫)を分別

イ 第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

(ア) 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

(イ) 判断が困難な場合は、家電メーカーが支援
支援受付窓口：（財）家電製品協会 環境部

ウ 第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

エ 注意点

(ア) 家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

(イ) 一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。

(ウ) ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理するのが通例。

(エ) 市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

環境省 HP（被災した家電リサイクル法対象品目の処理について）

http://www.env.go.jp/jishin/hisai_kaden_recycle.pdf

4 パソコンに起因する廃棄物

Q1-4 震災により、壊れたパソコンが大量にでました。パソコンの処理はどうすればよいのでしょうか。

パソコンの処理については以下の指針がでています。

(1) 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

(2) 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

ア 第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、パソコンを分別

イ 第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

(ア) 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

(イ) 判断が困難な場合は、パソコンメーカーが支援

支援受付窓口：パソコン3R推進協会

ウ 第3ステップ：パソコン3R推進協会が引き取り、又は自治体で処理

リサイクルが見込める場合

パソコン3R推進協会の指定業者が自治体の保管場所に引き取りに行き（台数が少ない場合は、ゆうパック使用の場合あり）、パソコン3R推進協会がリサイクルを実施

引き取り受付窓口：支援受付窓口の連絡先と同じ

リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

エ 注意点

(ア) パソコンを災害廃棄物から分別することは、資源有効利用促進法上は、義務ではない。

(イ) 過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

(ウ) PCリサイクルマークのないものについては、市町村がパソコン3R推進協会に引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）は市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。PCリサイクルマークのあるものについては、リサイクル料金を市町村が負担する必要はない。

(エ) パソコン 3R 推進協会が引き取る場合、市町村で PC リサイクルマークの有無を確認する必要はない。協会が PC リサイクルマークのないものの台数をカウントし、当該台数分のリサイクル料金を事後的に市町村に請求する。

環境省 HP（被災したパソコンの処理について）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/hisai_pc.pdf

5 PCB を含む廃棄物

Q1-5 震災により、壊れた PCB を含むと思われるトランスが大量にでました。どのように処理すればよいのでしょうか。

過去のある特定の時期（主に昭和30年前後～昭和40年代）に製造された一部の電気機器には、PCBを使用したもの（PCB使用機器）があり、他の廃棄物とは異なり特別の管理が必

要です。

(1) 災害廃棄物の中にトランスやコンデンサなどの電気機器があるのを確認した場合は、次の点に注意するよう御願いたします。

ア PCBが使用されている可能性がある機器について、破損や絶縁油の漏れがない場合はPCBが飛散・流出することはなく特段問題ありませんが、破損や漏れがある場合は、素手などで直接触れないようにするとともに、ビニールシートなどで覆うなどにより周辺に飛散・流出しないようにしてください。

イ PCB使用機器である可能性がある場合は、管轄の自治体（下記問い合わせ先参照）に連絡し、機器の基本情報（存在場所・台数、破損・漏れの有無、銘板記載内容（製造年/機種名/メーカー名/型式/製造番号）など）について可能な範囲で情報提供して下さい。

ウ 【災害廃棄物中の電気機器及びPCB廃棄物の取扱い等に関する自治体問い合わせ先】
（PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づく事業者への助言・指導担当部署）

青森県 環境政策課 (017)734-9248 茨城県 廃棄物対策課 (029)301-3027

岩手県 資源循環推進課 (019)629-5368 千葉県 資源循環推進課 (043)223-2649

宮城県 廃棄物対策課 (022)211-2648 仙台市 廃棄物指導課 (022)214-8235

福島県 産業廃棄物課 (024)521-7264 いわき市 廃棄物対策課 (0246)22-7604

環境省HP（津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用））

http://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_ippan.pdf

6 感染性廃棄物

Q1-6 震災により、病院から感染性廃棄物が大量にでました。どのように処理すればよいのでしょうか。

災害廃棄物の中には、感染性廃棄物が混入している場合があります。感染性廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となるので分別する必要があります。

(1) 収集について

ア 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する。（容器を破損しないような方法で収集・運搬する。）

イ 注射針，点滴用の針，メス等の鋭利なものの取扱いについては，手などを傷つけないように注意し，堅牢な容器，耐久性のあるプラスチック袋，フレコンバック等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。

感染性廃棄物を収納した容器には，関係者が識別できるよう，感染性廃棄物であることを明記することとなっていますが，必ずしもバイオハザードマークが付いているとは限りません。

(2) 保管について

ア 保管場所には，感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。

イ 屋根のある建物内で保管するか，屋内の保管場所が確保できない場合には，防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）など，直射日光を避け，風雨にさらされず，感染性廃棄物が飛散，流出，地下浸透，腐食しないよう必要な対策を講じる。

ウ 他の廃棄物などが混入するおそれがないよう，仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。

エ 感染性廃棄物は，焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため，当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

環境省HP（災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/kansen_haiibutsu.pdf

7 アスベスト対策について

Q1-7 アスベストについて，どのような対策がとられているのですか。

アスベストを含む廃棄物の処理については以下の指針がでています。

(1) 被災場所，一時保管場所における取扱いについて

ア 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては，石綿の飛散を防止するため，散水等により，十分に湿潤化する。

イ 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては，次のとおり取扱う。

(ア) プラスチック袋を用いてこん包した上で，フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ，他の廃棄物と混合することがないように区別して保管，運搬する。

(1) 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

(2) 処理について

ア 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。

イ 可燃物（木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。）については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。

ウ 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。

エ 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(3) 参考

ア 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業（大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当）に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）には該当しないこと。

イ 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合にあっては、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>）を参照してください。

環境省HP（廃石綿が混入した災害廃棄物について）

http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf

ウ 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等

の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施しています。

環境省HP（被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果について）

http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_survey.html

(4) その他，災害時のアスベストについては，環境省のホームページにおいて詳細な説明等がなされていますので，参照してください。

環境省HP（石綿（アスベスト）問題への取組をご案内します）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/>

なお，粉じんの暴露を防止するために，マスクの着用について環境省から情報が提供されています。

環境省 HP（粉じんひばく露を防ぐために正しく防じんマスクを装着しましょう）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set_v2.pdf

8 災害廃棄物処理の処理指針（マスタープラン）

Q1-8 仮置場に集積された災害廃棄物は，どのように処理されるのでしょうか。

環境省は，仮置場に集積された災害廃棄物についての処理指針を公表しています。

当該処理指針はマスタープランと呼ばれ，その概略は以下のとおりです。

(1) 収集された廃棄物の焼却，再生利用，最終処分等の本格化に向けた取組が求められており，本指針では，災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため，主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて，処理推進体制，財政措置，処理方法，スケジュール等についてとりまとめた。

今後，本処理指針を基本としつつ，地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し，災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

(2) 処理推進体制

国，県，市町村は各自の役割を担い，連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。

(3) 処理に関する財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の高上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

また、県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、効率性を確保する。

(4) 処理方法

ア 処理の考え方

発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要である。

再生利用が可能なものは、極力再生利用し、再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要である。

コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。

リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。

イ 広域処理の必要性

東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。

広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。

国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

ウ 種類別処理方法

(ア) 可燃物

仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。破碎後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。

(イ) 木くず

木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。

一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。(利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる)

降糞により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。

県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。

目視等によりCCA(クロム・銅・砒素系)処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

(ウ) 不燃物

可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル(円筒形の回転式ふるい)や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

(I) 金属くず

再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの(銅など)を区別する。

(オ) コンクリートくず

コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。

受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破砕や粒度調整等を行うことが必要。(利用形態を決めないまま破砕や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる)

資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

(カ) 家電、自動車

家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫)については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能(有用な資源の回収が見込める)なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。

自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

(キ) 船舶

燃料やバッテリー等を取り除いた上で破砕し、破砕後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。

石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

(ク) 危険物，PCB廃棄物，石綿含有廃棄物等

他の廃棄物と区別し，危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い，各々の性状に応じた処分を行う。

(ケ) 津波堆積物

性状に応じて以下の処理を検討する。

重金属等有害物質を含むもの，腐敗性のある可燃物，油分を含むもの

セメント原料としての利用，焼却又は最終処分場への埋立

上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）

トロンメル（円筒形の回転式ふるい），振動ふるい等で異物を除去した後，地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用，土木資材化又は海洋投入

当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に，陸上処分ができず，かつ，一定の判断基準を満たし，海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については，海洋汚染防止法に基づき，環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

(コ) 火災が発生した場所にある廃棄物

火災が発生した場所において，灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。

灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については，ダイオキシン類の濃度を踏まえ，溶融処理や最終処分場への埋立等を行う。

(5) スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ，災害廃棄物の種類毎に，原則として以下の期間内を目途に，別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は，地域の実情に応じ，各自治体で適切に定めること。

ア 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば，現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目途

イ 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず，コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化，腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途

環境省 HP（東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針（マスタープラン））

http://www.env.go.jp/jishin/attach/haiki_masterplan.pdf

第2章 原発事故と廃棄物

Q2-1 福島県内の災害廃棄物の取り扱いについては、どのようになっていますか。

環境省は、福島県内の災害廃棄物の取り扱いについて当面以下のとおりとしています。
福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い

(1) はじめに

放射性物質による汚染については、安全面での万全を期す必要があります。また、一般の方々の関心も高く、場合によっては風評被害を生ずるおそれもあることから、慎重な対応が必要です。

避難区域及び計画的避難区域の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物に関しては、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきと考えられます。

放射性物質による汚染に関する基準や適切な処理の方法を科学的かつ具体的に定めることが必要ですが、そのためには一定程度の時間を要さざるを得ません。一方、福島県においては、災害廃棄物の仮置き場への搬入が本格化しつつあり、一部の市町村では少量ながら焼却等の処理も行われています。このような状況において何らかの対策を講じなければ、風評被害が広がることも懸念されます。

そこで当面の応急的な措置として、環境省においては、関係省庁と相談して別添のとおり「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」をとりまとめました。また、これについて原子力安全委員会に助言を求めたところ、同委員会から妥当と評価されたところです。

(2) 避難区域及び計画的避難区域について

当面、これらの区域では災害廃棄物の移動及び処分を行いません。その後の対応は、避難区域などの指定の状況を踏まえて検討していきます。

(3) 浜通り地方及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）について

浜通り地方及び中通り地方においては、環境省が原子力安全・保安院と協力して仮置き場周辺での空間線量率のモニタリング及び災害廃棄物の放射能濃度等の調査を行います。5月第1週に福島県及び関係市町村と調査スケジュールを調整し、第2週から実施したいと考えています。

また、学識経験者から構成される検討会を環境省が設置し、放射性物質により汚染され

たおそれのある災害廃棄物の基準や処理方法について、モニタリング等の結果を踏まえ、早急に検討を行う予定です。基準については、放射線量の健康影響等に関する他の分野の基準も参考としながら、処理工程における放射性物質の挙動に関する知見を踏まえ、検討してまいります。

浜通り地方及び中通り地方を対象としたのは、空間線量率が他の地域に比較して高い地点が多いこと、災害廃棄物の汚染の有無やレベルが不明であることによるものです。モニタリング等の結果によっては、その結果や地域の空間線量率から判断して速やかに処理を進めることを検討します。

なお、一部の市町村においては既に処理が行われていると聞いていますが、それらは通常の生活ゴミと混合されて希釈され、また、その量も少ないと考えられます。今後は、仮置き場に集積してモニタリングを行ったうえで、その後の処理方法を検討することとしています。

(参考) クリアランスレベルとの関係について

原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルは $10\mu\text{Sv/年}$ と設定されていますが、これを時間当たりに換算すると $0.001\mu\text{Sv/時}$ となり、私たちが通常生活していて受ける自然放射線量よりも低いレベルで設定されています。したがって、原子炉等規制法のクリアランスレベルを今回の災害廃棄物に当てはめることは適当ではないと考えています。

クリアランスレベル $0.001\mu\text{Sv/時}$

東京の環境放射能水準 $0.07\mu\text{Sv/時}$ (2011.4.29)

2011.6.19現在の東京の環境放射能水準 $0.059\mu\text{Sv/時}$

(4) 会津地方について

会津地方の災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行うこととしています。

(5) 通常の一般廃棄物や産業廃棄物、使用済み自動車の取扱いについて

屋内に置かれていた物や、大気中に放射性物質が排出された時期(3月後半)の後に野外に置かれた物は、汚染の問題はありません。

野外に置かれた家庭ゴミ等の一般廃棄物については、災害廃棄物と比較して処理される量が極めて少ないので、その処分について制限を設ける必要はないと考えています。産業廃棄物についても、前述の期間に野外に大量に置かれていた物でない限り、その処分について制限を設ける必要はないと考えています。

また、使用済み自動車については、解体・破碎工程を経て金属スクラップなどとしてリサイクルされますが、鉄鋼業界等が自主的に定めた受け入れ基準を参考に、各破碎業者やシュレッダーダストを受け入れる処分業者が放射線レベルの測定を行っています。そのような物まで移動や処分を制限する必要はないと考えています。

(6) 災害廃棄物を取り扱う作業員の安全対策について

通常の災害廃棄物を取り扱う際、防じんマスク、長袖・長ズボン、手袋の着用等を行っていただくこととしています。今回の震災における通常の災害廃棄物を取り扱う際の作業方法については、「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」（平成23年4月22日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長）に整理されていますのでご参照下さい。

放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物を仮置き場まで運搬する場合であっても、通常の災害廃棄物を取り扱う場合と同様の措置が必要です。

参考：「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」（平成23年4月22日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長）＜抜粋＞

がれき処理によるけがや疾病・感染症を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な靴等の保護具を使用するとともに、肌の露出を避ける服装で行う必要があります。マスクは、できるだけ国家検定合格品またはこれと同等以上の性能の防じんマスクをしてください。

(7) 市町村に対する説明について

今回の取扱いについては、災害廃棄物の処理を行う市町村のご理解が不可欠です。国としての方針やモニタリングの実施に関する説明について、福島県の協力もいただきながら対応してまいります。

環境省HP（福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い）

<http://www.env.go.jp/jishin/saigaihaikibutsu.pdf>

第3章 大震災と悪臭

Q3-1 震災により、悪臭がしています。どのような対策が取れますか。

環境省は、臭気対策行政ガイドブックを作成し、その 章に事故時の対応について記載があります。ガイドブックでは、事業者行政が取るべき措置について以下のとおり定められています。

(1) 事業者が取るべき措置

ア 通報義務及び通報体制の確保

イ 通報内容 ア)事故発生日時 1)事故発生の原因 ウ)悪臭の原因物質 1)発生量(事故時からの発生総量と現在の状況) オ)事業場内外の被害の程度(生活被害か、死傷者を伴う

か) 周囲への影響や位置関係等 ｷ) 住民への措置の必要性と実施の有無 ｸ) 原因排除のための応急措置の実施の有無とその内容, 時期
リ 他法令に基づく措置 ｲ救急, 消防体制など ｵ住民への周知等 ｶ事故原因への対応 ｷ顛末書及び事故報告書の提出 ｸ事故対応マニュアルの作成

(2) 行政がとるべき措置

ｱ 緊急出動体制 ｲ関係機関との連絡調整 ｳ事故発生事業場の事業内容の掌握 ｲ立入検査 ｵ事業者への指示, 措置命令等 ｶ関係機関等への連絡 ｷ住民への周知等 ｸ顛末書及び事故報告書の提出指導 ｴ事故概要のまとめ及び関係機関への配布 ｺ事故後の状況確認及び事故報告書の聴取

環境省HP (臭気対策行政ガイドブック)

<http://www.env.go.jp/air/akushu/guidebook/index.html>

(3) 公益社団法人 におい・かおり環境協会では, 以下の配慮事項を公表しています。

以下, 上記法人の「被災地における臭気面の配慮について」を引用します。

「人はにおいを嗅いで, 身の危険を感じたり, 不快感・不安感が増すことがあります。

そこで, 避難されている方の不安感をできるだけ高めないように, 被災地における臭気面での配慮事項を参考までに以下に示します。

ｱ 汚泥やタンクなどの臭気対策

(ｱ) 汚泥には色々なものが含まれており, そこから発生するにおいも, 腐敗臭や油臭など様々な成分が入っています。消臭剤の散布も有効な場合もありますが, 汚泥を取り除くことが根本的な解決法となります。

(ｲ) また, 漂着したタンクや缶などには, 薬品や燃料が入っているため, 有害である可能性が高いです。まず, 目や皮膚に付着しないように気をつけましょう。表示ラベルを確認するとともに, 薬品臭がしたら, できるだけ流出しないようにして, 直射日光や火気を避ける必要があります。

(ｳ) 化学物質の多くはにおいがあるものの, においがしない有害物質もあるため, においだけで, 有害性の判断をしないことが重要となります。

ｲ 仮設トイレの臭気対策

仮設トイレが臭く汚くなると, トイレに行くのを我慢して病気になったりする可能性もありますので, 以下のようなことに注意します。

(ｱ) 仮設トイレの使い方

・みんなが気持ちよく使えるように改善したり, 一人ひとりがマナーのある使い方を心が

けましょう。（例：便座が冷たいと浅く座って汚れる可能性があるので、できれば便座カバーを付ける。薄暗い場合は明るくする。お年寄りに声をかけてトイレに付き添う）

- ・トイレ掃除を徹底する。また、気がついた人がいつでも清掃できるよう清掃用具を分かりやすい場所に置いておく。

(イ) 消臭・芳香剤の設置

- ・消臭剤や芳香剤により、不快性を和らげることができます。
- ・しかし、あまり強すぎる香りは逆効果になることもあります。

(ウ) バイオトイレなどの設置

- ・悪臭が少なく、水も不要です。
- ・汲み取り作業がなく、バキュームカーが行きにくい所には適しています。
- ・処理容量が決まっているので、人数に見合った台数が必要です。
- ・高齢者向けに室内設置タイプもあります。
- ・攪拌や加熱・保温が必要ですが、攪拌を手回し、足漕ぎなどで賄えるタイプもあります。

(I) その他、避難所の室内空間の臭気対策

- ・できるだけ、換気を行うようにする。
- ・においが出るものは、密閉したり、いつまでも室内には置かないようにする。
- ・それでも気になるにおいについては、消臭剤を少量噴霧する。」

環境省HP（被災地における臭気面の配慮について）

<http://www.env.go.jp/jishin/attach/shuki.pdf>

第4章 廃棄物の海洋投棄

Q4-1 震災による廃棄物を海洋に投棄することはできるのでしょうか。

宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、陸上処分が非常に困難であるという理由で、海洋投棄が認められた事例がありました。

環境省 HP（緊急的な海洋投入処分に関する告示）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/an23_44a.pdf

第5章 放射線のモニタリング結果

Q5-1 放射線の数値は、どこを見れば分かるのでしょうか。

放射線のモニタリングについては、関係省庁で開示しています。
関係省庁を列挙します。

- (1) 首相官邸 放射線モニタリングデータについて
<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring/index.html>
- (2) 文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/>
- (3) 文部科学省・都道府県別環境放射能水準調査結果（ミラーサイト）
<http://eq.wide.ad.jp/>
- (4) 環境省 環境放射線等モニタリングデータ公開システム
http://housyasen.taiki.go.jp/000/000_Map_menu.html
- (5) 東京都の環境放射線測定結果
<http://113.35.73.180/monitoring/index.html>
- (6) 福島県の環境放射能測定結果
http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23853
- (7) その他
放射線医学総合研究所
<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>
高速エネルギー加速器研究機構
<http://www.kek.jp/quake/radmonitor/index.html>

第6章 大震災と動物愛護

Q6-1 震災にあってペットを飼えなくなりました。動物の救護などどのようにすればいいのでしょうか。

(1) 環境省では被災ペット対策の状況について、以下のWEBページで情報を公開しています。

環境省 HP（被災ペット対策の状況）

<http://www.env.go.jp/jishin/pet.html>

(2) また、財団法人日本動物愛護協会では、東日本大震災緊急災害時動物救援本部をたちあげ、行方不明になったペットに関する情報や動物ボランティアの募集、義援金の募集、支援物資の募集などを行っています。

財団法人日本動物愛護協会（東日本大震災緊急災害動物救援本部）

<http://www.jpca.or.jp/saigai/>

- (3) 社団法人日本獣医師会では、
「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のためのガイドライン」を作成しております。

社団法人日本獣医師会（東日本大震災関連情報）

<http://nichiju.lin.gr.jp/earthquake.html>

ペットを引き取ってもらった方もおりますので、各自治体や獣医師会に問い合わせてみてください。

第7章 節電対策

Q7-1 節電について、何か参考になるものはありますか。

福島第一原子力発電所や浜岡原子力発電所の停止に伴い、今後節電が叫ばれています。地球温暖化防止に伴うCO₂削減努力もあり、様々な節電対策が実施されようとしています。そのなかで、政府などの機関が推奨する節電対策について、いくつかを列挙します。多くは、暑さ対策ですが、冷房の設定温度を28度にする半面、クールビズの着用やすだれの利用など様々なアイデアがあります。

- (1) 環境省 節電対策

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html#setsuden>

- (2) 全国地球温暖化防止活動推進センター 節電特集

<http://www.jccca.org/>

第8章 特例措置

Q8-1 今回の震災について、環境省に関する許可などの手続きで、特例措置はありますか。

今回の大震災によって、環境省に対する手続きについて、特例が設けられました。

環境省 HP（法令上の手続きの特例について）

<http://www.env.go.jp/jishin/menseki.html>

主な内容としては、

(1) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

ア 告示により一律に延長されるもの

8月31日まで一律に延長されるものです。

環境省 HP (特定非常災害特措法第3条第2項に基づき延長される環境省関係の権利利益)

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_3-2.html

(2) 申し出によって個別に延長されるもの

環境省 HP (特定非常災害特措法第3条第3項に基づく延長措置の対象となる主な環境省関係の権利利益の例)

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_3-3.html

(3) 期限内に履行されなかった義務

東北地方太平洋沖地震により法令上の履行期限までに履行されなかった義務については、平成23年6月30日までに所要の手續がとられた場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなります。

環境省 HP (特定非常災害特措法第4条第2項に基づく免責の対象となる主な環境省関係の義務の例)

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_4-2.html

(4) 環境省所管の個別法令等の特定規定に基づく措置があります。

環境省 HP (環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例)

<http://www.env.go.jp/jishin/menseki/tokurei.html>

(5) その他

そのほか、

ア 災害廃棄物(一般廃棄物)を安定型産業廃棄物最終処分場において埋立処分する場合、通常は、一般廃棄物処理施設の設置についての都道府県知事の許可が必要でしたが、今般の震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を、より迅速かつ円滑に処理すべく、上記の手續を簡素化し、届出で足りることになりました。

環境省HP(東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃

棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令)

http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_08a.pdf

イ 現行制度において、産業廃棄物処理施設の設置者が当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるもの(木くず、動物の死体等)を処理する場合には、30日前までに都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

しかし、災害により生じた大量の災害廃棄物を被災地域の周辺地域において迅速に処理することが必要な場合にまで30日前までの届出を要することとすると、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に支障を来すことから、都道府県知事が認める一定の場合について、届出期間の特例を設けました。

都道府県知事が、30日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合には、30日前までに届け出なくてもよいこととなっています。

ただし、この場合であっても、事前の届出は必要です。

環境省HP(産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる事前の届出について、届出期間の特例を設けるための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(概要))

http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_06c.pdf

上記各特例の具体的内容については、必ず環境省とご相談してください。

以上